

The page features several decorative elements: a large blue circle with concentric rings in the top right, a smaller one in the middle right, and another large one in the bottom right. Thin blue lines cross the page diagonally from the top left and bottom right.

茨木市高度情報化推進計画 (第3次)



平成25年(2013年) 3月

茨 木 市

【目 次】

はじめに

1 計画策定の背景

- (1) ICT（情報通信技術）社会の現況 1
- (2) 行政情報化の推進 3
- (3) 茨木市のこれまでの取組 7
- (4) 電子自治体の実現に向けての課題 12

2 計画の基本方針

- (1) 計画の基本的な考え方 14
- (2) 計画の位置づけ 14
- (3) 計画期間 14

3 計画の目標

- (1) 実感できる市民サービスの向上 15
- (2) 行政運営の簡素・効率化 16
- (3) 情報基盤整備と既存システムの改善 16
- (4) 新たな制度改正への対応 16

4 具体的施策一覧 18

5 情報化施策の推進体制 20

6 年度計画表 21

7 個別施策の概要

(1) 実感できる市民サービスの向上

- 被災者支援システムの導入 22
- 証明書等コンビニ交付の導入 24
- 戸籍副本データ管理システムの導入 26
- レセプト分析システムの導入 28
- 救急搬送支援システムの導入 30
- ホームページ、携帯サイトの充実 32
- 電子申込システムの拡充 34
- 公金収納システムの拡充 36
- 各種IT講習会の実施 38

(2) 行政運営の簡素・効率化

- 職員参集安否確認システムの導入 40
- 統合型GIS（地理情報システム）の拡充 42
- OSS（オープン・ソース・ソフトウェア）の導入 44
- 土地台帳・家屋台帳の電子化 46

滞納整理システムの導入	48
人事総合情報システムの導入	50
情報システム調達ガイドラインの策定	51
(3) 情報基盤整備と既存システムの改善	
オープン系システムの導入及び更新	52
基幹系システムの刷新	56
自治体クラウドの研究	58
職員の育成と情報リテラシーの向上	60
セキュリティ対策の強化	61
(4) 新たな制度改正への対応	
社会保障・税に関わる番号（マイナンバー）制度	62
社会保障制度改革	63
資料編	
情報化施策等の経過	64
用語集	67

用語の解説

本文中の専門的な用語を解説するために、各ページの下段に注釈文を掲載しています。
また、資料編に用語集として、注釈文をまとめて再掲しています。

はじめに

私たちを取り巻くICT（情報通信技術）は、いまや生活に欠かせないものとなりました。ブロードバンド・インフラが整備され、スマートフォンをはじめとした高機能携帯電話の普及が進み、我が国の情報インフラは世界最高水準に達しています。

このような状況の中、国は、平成22年（2010年）5月に、国民の暮らしの質を飛躍的に向上させるための戦略とする「新たな情報通信技術戦略」を発表し、情報通信技術が果たす役割の大きさを示しています。

茨木市においても、電子自治体の実現に向けて、簡易電子申込システムや税の電子申告システム（eLTAx）を導入することで、一部の手続において、インターネットを利用した申請や申込が可能となり、市民が窓口を訪れる必要がなくなりました。

また、自動交付機やコンビニ収納の拡充により、市民の利便性の向上とともに、職員の事務処理時間の短縮も可能となりました。

しかし、行政の情報化の基盤となる基幹系システムは、高額な運用経費とともに、度重なる制度改正、法改正による改修費用により財政を圧迫しています。

今後は、社会保障・税に関わる番号（マイナンバー）制度等で検討されている情報連携基盤と連携が必要なことから、システム再構築を行う場合は、その形態も含めて、対応が必要です。

今回、こうした課題を踏まえながら、茨木市では市政を取り巻く新たな環境変化や新たな課題に対応し、更なる市民サービスの向上と行財政改革を図るため、平成25年度（2013年度）から5年間の茨木市高度情報化推進計画（第3次）を定めるものであります。

平成25年(2013年)3月

茨木市長 木本保平

1 計画策定の背景

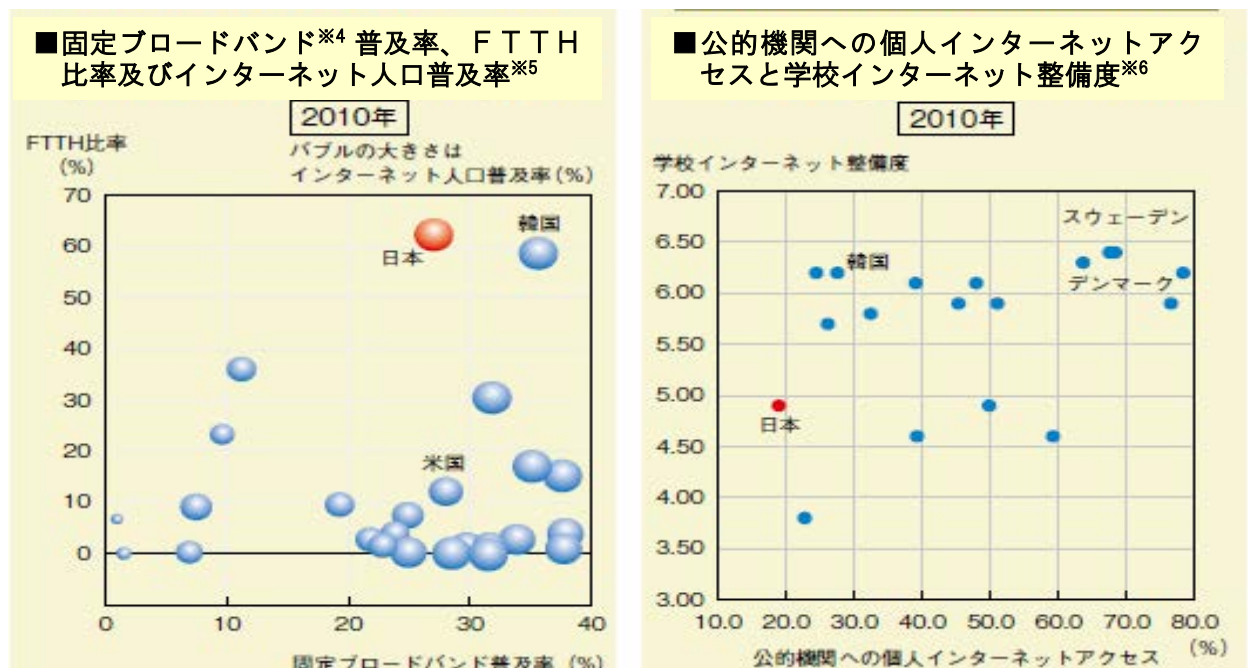
(1) ICT^{※1}（情報通信技術）社会の現況

ア 我が国を取り巻く状況

総務省の「情報通信産業・サービスの動向・国際比較に関する調査研究」（平成24年（2012年））によると、我が国の「ICTインフラ^{※2}整備（図1参照）」は、FTTH^{※3}比率が62.5%と高水準の通信インフラや技術力を持ちながら、

ICTインフラ整備（図1）

公的分野におけるICTの利活用（図2）



総務省「平成24年版 情報通信白書」より抜粋

※1 ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。一般に「IT（情報技術）」と「ICT（情報通信技術）」は同義語に使われているが、最近では、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増大していることを踏まえ、Communication（コミュニケーション）を加えた「ICT（情報通信技術）」が使用されている。

※2 インフラ

インフラストラクチャの略。何らかのシステムや事業を機能させるために基盤として必要となる設備や制度などのこと。

※3 FTTH

Fiber To The Home の略。各家庭まで光ファイバケーブルを敷設することにより、数十～最大1Gbps程度の超高速インターネットアクセスが可能。

※4 固定ブロードバンド

ADSL（電話線を用いた高速通信技術）や光ファイバーなどの有線通信によるブロードバンド。ブロードバンドとは高速で大容量のデータ転送が可能なインターネット接続方式の総称で、インターネットを利用して動画等のデータのスムーズな送受信が可能となった。

※5 インターネット人口普及率

インターネットを利用している個人の利用率のこと。日本が78.2%、韓国が83.7%、米国が74.0%である。

※6 学校インターネット整備度

学校におけるインターネット接続のレベルを、有識者に、非常に限定的（＝1）から広範（＝7）までの段階尺度でアンケート調査した結果より算出したもの。

近年の各種ICT国際指標では、軒並み15位前後以下の評価に留まっています。

すなわち、普及、利活用面で遅れており、「公的分野におけるICTの利活用（図2参照）」として、特に公的機関とのインターネットを介したやり取りは、調査対象18か国の中で最下位の18.9%と遅れが顕著であり、十分な成果は得られていない状況です。

イ インターネットの利用状況

総務省の「平成23年通信利用動向調査」（平成24年（2012年））によると、平成23年（2011年）末のインターネット利用者数は9,610万人、人口普及率は79.1%となっており、5年前の平成18年（2006年）末の8,754万人、人口普及率72.6%から人口で856万人、普及率では6.5%伸びています。

そして、端末別のインターネット利用状況をみると、「自宅のパソコン」が62.6%と最も多く、次いで「携帯電話」（52.1%）、「自宅以外のパソコン」（39.3%）、「スマートフォン^{※7}」（16.2%）であり、スマートフォンの利用者が増加しています。

また、利用者の傾向をみると、60歳以上のインターネット利用者は概ね増加傾向にありますが、世代や年収間の格差はいまだに存在しています。

ウ 新技術や新サービスの動向

情報通信機器の普及が全体的に飽和状況の中、スマートフォン保有が急速に増加し、その上で動作するアプリケーション^{※8}の重要性も高まってきています。

NFC（近距離無線通信：Near Field Communication）機能を備えたスマートフォン端末を用いて、電子行政サービスなどを簡単かつ安全に利用できる仕組みを実現するため、総務省では、平成23年度（2011年度）から、「電子行政モバイルアクセス推進事業」を実施しています。

総務省はこの中で、行政をはじめとする各種商用サービスの利用者がスマートフォンから簡単かつ安全にID、チケット、証明書等のサービスに関連した利用者情報を利用できる仕組みを実現するための技術的検証、制度・運営面等における課題抽出を目的とした実証実験を行い、この成果をガイドラインにまとめ、普及させることにより、申請手続や証明書入手が週7日24時間可能となるサービスの実現を目指しています。

※7 スマートフォン

従来の携帯電話端末の有する通信機能等に加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末。従来の携帯電話端末とは異なり、利用者が使いたいアプリケーションを自由にインストールして利用することが一般的。

また、スマートフォンはインターネットの利用を前提としており、携帯電話の無線ネットワーク（3G回線等）を通じて音声通信網及びパケット通信網に接続して利用するほか、無線LANに接続して利用することも可能。

※8 アプリケーション

ワープロ・ソフト、表計算ソフト、画像編集ソフトなど、作業の目的に応じて使うソフトウェア。

今後、市民が簡単にこれらのサービスを利用することが可能となれば、電子自治体を推進するうえでは、新技術や新サービスについても積極的に取り入れて、コンビニ交付等、社会情勢の変化に対応した情報化を推進していく必要があります。

(2) 行政情報化の推進

ア 電子政府・電子自治体の推進

ICT（情報通信技術）の進展により、世界的規模で社会全体に大きな変化をもたらしたIT革命に対応するため、国は、平成13年（2001年）1月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）を発足させ、「5年以内に世界最先端のIT国家になる」という目標を掲げた「e-Japan戦略」を決定し、情報化への本格的な取組を開始しました。

その後、「e-Japan戦略」の成果と課題を受けて、平成18年（2006年）1月に、新たな戦略として「いつでも、どこでも、だれでもITの恩恵を実感できる社会の実現」という目標に向けた「IT新改革戦略」を策定しました。

そして、さらなるITの利活用の高度化をめざして、平成22年（2010年）5月に、新たな国民主権の社会を確立するため、「国民主権」の観点から、①政府内で情報通信技術革命を徹底し国民本位の電子行政を実現すること、②情報通信技術の徹底的な利活用により地域の絆を再生すること、③新市場の創出と国際展開を図ることを重点戦略（3本柱）に絞り込んだ「新たな情報通信技術戦略」を策定しました。

これら戦略の具体的な取組みとして、まず初めに、平成15年（2003年）以降、「電子政府構築計画」に基づき国の行政機関が扱う手続きについて、オンライン化を推進し、平成18年度（2006年度）末には申請・届出対象手続きの95%をオンライン化しました。

その後、利用率が極端に低く、今後も改善の見込みのないオンライン手続きが相当数を占めており、費用対効果が得られないシステムの停止等の見直しを行い、平成21年度（2009年度）におけるオンライン化は52.5%に減少しました。

また、総務省の「平成22年度における行政手続オンライン化等の状況」（平成23年（2011年））によると、実際にオンライン化した申請・届出等手続の利用率は、平成20年度（2008年度）の26.8%から平成21年度（2009年度）は31.5%に増加しましたが、平成22年度（2010年度）は31.8%と横ばいの状況です。

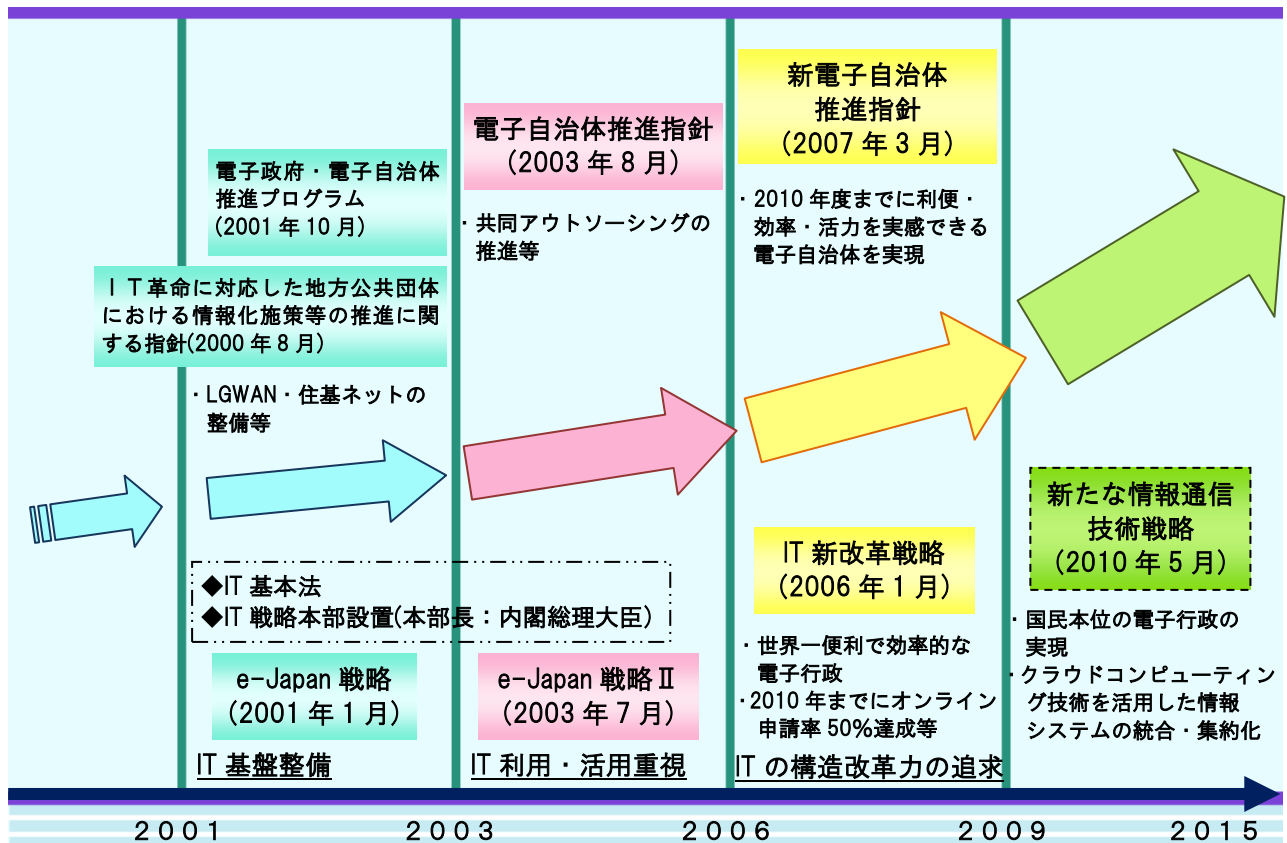
こうしたことから、現在、国がめざしている電子自治体は、平成32年（2020年）までに、国民が自宅やオフィス等の行政窓口以外の場所（オンライン又は民間との連携も含めてオフライン）において、国民生活に密接に関係する主要な申

請手続きや証明書の入手を必要に応じ、週7日24時間ノンストップ^{※9}・ワンストップ^{※10}で行えるようにすることを目標としています。

この一環として平成25年(2013年)までに、行政機関やコンビニ等に設置された行政キオスク端末^{※11}を通して、国民の50%以上が、サービスを利用することを可能とすることをめざしているところです。

こうした、電子自治体の推進に向けた動きの中で、地方公共団体における利用促進対象手続のオンライン利用率は、平成22年度(2010年度)で41.0%と、平成18年度(2006年度)の17.5%から大きく増加しています。

我が国のIT戦略と電子自治体の展開



総務省 地方自治情報管理概要(平成24年3月)「第1章 2 電子自治体の推進」より抜粋

※9 ノンストップ
ノンストップ行政サービスのこと。パソコン等の情報端末でインターネットを利用し、24時間いつでも、住民が必要ときに行政サービスを受けることができるサービスのこと。

※10 ワンストップ
ワンストップ行政サービスのこと。住民票や印鑑証明の交付、年金、福祉関係など、現在、複数箇所にもたがって提供されている関連手続きの窓口を、電子化により1か所に集約させるサービスのこと。

※11 キオスク端末
街頭や店舗内に設置される情報端末のこと。液晶画面に情報を開示し、操作は画面に触れるタッチパネルが採用されていることが多い。

また、情報システムに係る経費の削減と、行政情報を保全し、災害・事故等発生時の業務継続を確保する観点から、自治体クラウド^{※12}の推進が求められています。

イ 利用者意識

総務省の「ICT基盤・サービスの高度化に伴う利用者意識の変化等に関する調査研究」(平成24年(2012年))をもとに、公共分野における主要なICT(情報通信技術)サービスが、国民にどのように認知され利用されているのか、また認知されていない場合にはその背景や理由の分析が行われました。

その結果、電子申請サービスの認知状況は47.8%、利用状況は5.7%、税申告・納税サービスの認知状況は72.4%で、利用状況が11.2%となっています。

これらのサービスを利用した人の満足度は、8割以上の人が満足しているが、今後の利用意向は4割程度に留まっています。

利用する上での期待する効果としては、「自由な時間に手続きができる」、「時間が節約できる」との回答が多く、利用しない理由としては、「従来のやり方でも困らない」が最も多く、次いで「操作が難しそう」が多くなっています。

今後、電子自治体を推進していく中で、各サービスの認知度をあげていく取組とともに、利用のメリット面について、利用していない人に対して分かりやすく伝えていくことが重要です。

ウ 大阪電子自治体推進協議会の動向

大阪府域においては、地域情報化を推進し、住民サービスの向上と事務の効率化を図るため、各種の情報システムと情報ネットワークを共同で整備・運用することを目的として、参加を希望する団体により平成8年(1996年)に大阪地域情報サービスネットワーク協議会(オーパス協議会)を設立しました。

その後、平成14年(2002年)4月には、大阪府と府内全市町村が、共通の課題である「電子自治体」の実現に連携、協働して取り組むことを目的に「大阪電子自治体推進協議会」を設立しました。

複数の自治体が共同でシステムを開発し、運営、調達することにより、高いセキュリティ水準で高品質なサービスの提供、コストの節減を図ることができます。

こうした考えのもと、大阪電子自治体推進協議会では、オーパス・スポーツ施設情報システムや電子入札システム、電子申請汎用受付システム等の開発、運営、府

※12 自治体クラウド

クラウドコンピューティングの技術を電子自治体の基盤構築に活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上を図るもの。堅牢なデータセンターを活用することで、行政情報を保全し、災害・事故発生時の業務継続を確保することもできる。

クラウドコンピューティングとは、ユーザ(各市町村)が独自にサーバ、ソフトウェア及びデータを保有・管理せずに、ネットワーク経由(主にインターネット)で必要な情報システムを利用する形態を指す。

域のL G W A N^{※13}（総合行政ネットワーク）の整備など、クラウドコンピューティングに関する調査研究事業など共同事業を行うとともに、電子自治体の実現に向けた取組を行っています。

◆オーパス・スポーツ施設情報システム

施設を管理している団体（府や市町村）の窓口で利用者登録すると、窓口に出向かなくとも、インターネットや携帯ウェブ、家庭の電話、市役所・体育施設などに設置している街頭端末から、施設の利用抽選申込みや空き照会などのサービスが利用できます。

スポーツ施設予約管理システムの共同開発・共同運用としては、全国に先駆けて、平成8年（1996年）4月から、大阪府及び本市を含む8団体で取組を開始し、その後、平成14年（2002年）からは大阪電子自治体推進協議会に事業が移管されています。

平成24年（2012年）1月には、システムの全面更新に伴いA S P^{※14}方式を共同調達し、平成24年度（2012年度）現在、大阪府域16自治体が共同利用しています。

◆電子入札システム

インターネットを利用して、業者登録の申請受付・資格審査業務と、工事情報の公告から、入札参加受付、資格審査、入札、開札、結果公表までの一連の入札業務を電子化しています。

平成16年（2004年）9月から、大阪府内6団体で共同開発・共同運用を開始し、本市では、平成21年（2009年）4月から参加しており、平成24年度（2012年度）現在、大阪府域13自治体が共同利用しています。

※13 L G W A N

Local Government Wide Area Network（総合行政ネットワーク）の略。地方自治体のコンピュータネットワークを相互に接続した広域ネットワーク。中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関WAN（Wide Area Network、広域通信網）にも接続されている。電子文書の交換や情報掲示板、アプリケーション（特定の目的のためにつくられたソフトウェア）の共同開発、利用が行われ、行政事務の効率化や重複投資の抑制、住民サービスの向上が期待されている。

※14 A S P

Application Service Provider の略。ビジネス用アプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客に提供する事業者。

(3) 茨木市のこれまでの取組

ア 高度情報化推進計画策定までの取組

これまでの数次にわたる計画^{※15}に基づき、ホストコンピュータ^{※16}システムによる住民情報及び内部事務オンラインシステムの構築並びにLAN^{※17}（ローカルエリアネットワーク）敷設等により、行政事務の効率化、省力化及び行政サービスの向上に努めてきました。

また、府内参加市町村の共同取組を活用した公共施設案内・予約システムの開発を行ったほか、平成10年（1998年）8月からは市ホームページを開設するなど、市民の利便性の向上及び地域情報化への取組を積極的に行ってきました。

イ 電子自治体の実現に向けての取組

平成12年（2000年）に「高度情報通信ネットワーク社会形成法」が施行され、国・地方公共団体の責務として、全ての国民が情報通信技術の恩恵を受けられるような社会の実現に向け「電子自治体」の実現を目指すこととなり、平成13年（2001年）に「茨木市高度情報化推進基本方針」を策定しました。

そして、平成27年（2015年）を目標年次とする「第4次茨木市総合計画」において、情報通信技術が飛躍的に発展する中、情報通信技術の利便性を実感できるサービスの提供や、より簡素で効率的、効果的な行政運営などの課題に対応するため、茨木市高度情報化推進計画を策定して市民の目線に立った「電子自治体」の実現をめざしています。

① 茨木市高度情報化推進基本方針<平成13年度（2001年度）～>

行政情報化の基盤整備として、インターネット、L G W A N等の外部ネットワークとセキュリティを確保して接続するための庁内LANを整備し、そのLANに接続したパソコンを、事務上必要とする職員に概ね1人1台配備しました。

また、行政組織内の情報化のため、Eメール、庁内メール、文書共有サーバを導入しました。

※15 資料編 p.64 ～ 66 「情報化施策等の経過」参照

※16 ホストコンピュータ

住民記録、市税、国民健康保険など多くの市民を対象とした大量のデータを処理しなければならない基幹システムなどに用いられている汎用大型コンピュータのこと。基幹システムとは、住民基本台帳、市税、国民健康保険等、自治体の運営の中核となる重要な業務に係る情報システムを指す。

※17 LAN

Local Area Network（ローカルエリアネットワーク）の略。事業所内やビル内など比較的狭い範囲に設置されたコンピュータ同士を接続して、データのやり取りなど情報の共有やプリンタなどの周辺機器を共用できるようにするネットワークのこと。

② 茨木市高度情報化推進計画

〈平成15年度（2003年度）～20年度（2008年度）〉

(ア) IT（情報通信技術）の活用による市民サービスの向上

事業	実施状況
電子申請共通基盤整備	「大阪電子自治体推進協議会」の共同アウトソーシング事業を利用した汎用受付システム及び電子調達システムの導入について検討を行ったが導入を見送り、課題解決のための調査・研究を実施
電子調達システム	
インターネットの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年(2005年)6月から、インターネットでの図書館資料検索及び予約を可能 ・平成18年(2006年)3月に市ホームページをリニューアルし、利用者の使いやすさに配慮したホームページを提供するとともに、迅速に情報を提供するためにCMS^{※18}を導入、また、アクセシビリティ^{※19}、ユーザビリティ^{※20}の向上のため音声読上げソフトを導入
公共施設案内・予約システムの拡充	平成17年度(2005年度)から生涯学習センターの施設予約システム(きらめきNET)を稼働
電子投票	課題解決のための調査・研究を実施

※18 CMS

Content Management System の略。Webコンテンツの管理及び配信等の処理システム。

※19 アクセシビリティ

環境、設備、機器、ソフトウェア、サービス等について、年齢や身体的な条件に関係なく、支障なく利用できること。

※20 ユーザビリティ

ソフトウェアやWebサイトの使いやすさのこと。ユーザが目標の操作を完了するまで、なるべく簡単な操作でアクセスできることや、使っていてストレスを感じないことが、優れたユーザビリティとなる。

(イ) 行政内部事務の電子化による高度な行財政運営の実現

事業	実施状況
統合型文書管理システム <ul style="list-style-type: none"> ・電子決裁システム ・財務会計オンラインシステム再構築 ・庶務事務システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年(2006年)4月から電子決裁システムと連携した統合型文書管理システムを導入し、起案文書の作成から承認・決裁までの一元管理を実施 ・平成20年(2008年)4月から財務会計システムを再構築して電子決裁化 ・平成20年(2008年)4月から庶務事務システムを導入し、職員1人1台のパソコンから休暇、出張、時間外等の申請が可能
統合型地理情報システム 【個別GIS ^{※21} 】 <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認等支援システム ・水路占有等支援システム ・消防総合情報システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年(2005年)4月から、統合型地理情報システムを導入し、庁内LAN(ローカルエリアネットワーク)等のネットワーク環境のもと、庁内で利活用できる地図(住宅地図、都市計画図等)の配信を実施 ・個別GIS(地理情報システム)で共有できる地図データ(例えば、道路、街区、建物など)を一元的に管理し、各部署において庁内横断的に有効活用するための効果的な環境を整備
総合行政ネットワーク (L GWAN) との接続	平成15年(2003年)8月に大阪府域では「大阪電子自治体推進協議会」の共同事業として接続を完了し、共同運用

(ウ) 既存システムの再構築や小規模システムの整備による効率化

事業	実施状況
国民健康保険オンラインシステム再構築	平成18年度(2006年度)から仮算・本算方式から6月本算定方式への変更
税DB保有年数延長	平成17年度(2005年度)からDB保有年数を2年から3年に延長

※21 GIS

Geographical Information System(地理情報システム)の略。デジタル化された地図データと、統計データや位置、空間に関する様々な情報を、コンピュータを用いて重ね合わせて情報を視覚的に表示するシステムのこと。

生活保護オンラインシステム再構築	平成19年度(2007年度)にパッケージソフト ^{※22} の導入による再構築を実施
障害者支援費制度システム	平成16年度(2004年度)にパッケージソフトを導入
農業委員会システム	平成16年度(2004年度)にGISシステムを導入

(エ) 情報化研修の充実による人材の育成と情報リテラシー^{※23}の向上

事業	実施状況
職員研修	所属内の情報化を推進するITリーダーをはじめ、各職員に対して、職員研修を延べ11回実施(245人受講)
条例・規則等の整備	平成15年度(2003年度)にセキュリティポリシー ^{※24} 等、庁内ネットワークシステムの適正な管理のため、関係規程を制定
セキュリティ対策及び基盤整備	不正アクセス監視システム等による高度なセキュリティレベルの維持

③ 茨木市高度情報化推進計画(第2次)

〈平成20年度(2008年度)～24年度(2012年度)〉

(ア) 実感できる市民サービス

事業	実施状況
電子申請の導入	平成21年(2009年)10月から、手続きの電子化を段階的に進めるため、講座の申込等の簡易な手続きを対象として、ASPを利用した本人確認を必要としない「簡易電子申込システム」を導入
電子入札の導入	平成21年(2009年)4月から「大阪電子自治体推進協議会」において、共同開発されたシステムを導入

※22 パッケージソフト

特定の業務又は業種で汎用的に利用することのできる既製の市販ソフトウェアのこと。

※23 情報リテラシー

リテラシーとは読み書き能力のことで、インターネットなどの情報通信やパソコン等の情報通信機器を利用して、情報やデータを活用するための能力、知識のこと。また、パソコン操作だけでなく、インターネット上での情報収集、発信能力やマナー、各種情報の分析、整理能力なども含まれる。

※24 セキュリティポリシー

組織全体の情報セキュリティに関する基本方針。組織が保有する情報資産を安全に管理、運用するための方針を定めたもの。

業者登録システムの導入	平成22年(2010年)12月から「大阪電子自治体推進協議会」において、共同開発されたシステムを導入
税の電子申告システムの導入	平成21年(2009年)5月からeLTA X(税の電子申告システム)に加入し、同年10月から法人市民税及び償却資産税について電子申告を開始し、平成22年(2010年)1月からは給与支払報告書について電子申告を受付開始、平成23年(2011年)1月からは、所得税確定申告データを取り込む国税連携システムの運用を開始
公金収納システムの拡充	平成23年度(2011年度)から水道使用料に続いて、コンビニでの軽自動車税の納付を開始
住民基本台帳カードの多目的利用、自動交付機の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ICカード標準システムを導入し住民票等自動交付機システムの改修を行い、平成21年(2009年)1月から証明発行カードとしても利用開始 ・平成21年(2009年)1月に阪急茨木市駅前及び平成24年(2012年)10月に市民課窓口横に各1台ずつ自動交付機を増設。
安否確認システムの導入	平成21年(2009年)4月から、自力で避難することが困難な要援護者の名簿と地図情報をリンクし、大災害時の安否確認を行うシステムを導入

(イ) 分かりやすく身近な行政

事業	実施状況
ホームページ、携帯サイトの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度(2010年度)に市ホームページを自動的に翻訳できるサービスを導入 ・平成23年(2011年)11月に全面リニューアル
地域コミュニティの形成促進	平成21年度(2009年度)に「まちづくり情報サイト」を開設
地上デジタル放送の活用	調査・研究を実施
各種IT講習会の実施	生涯学習センター、障害福祉センター等の施設でIT講習を実施

(ウ) 行政運営の簡素・効率化

事業	実施状況
統合型地理情報システムの拡充	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度(2008年度)に占有物管理システムを、平成21年度(2009年度)には、地域情報システム、下水道台帳管理システムの開発を実施 平成24年度(2012年度)に、共有空間システム(住宅地図・航空写真等を庁内ネットで提供)の更新時期を迎え、よりいっそうの運用経費の削減と安定稼働を図るため、クラウドシステムへの移行
臨時職員等管理システムの導入	人事・給与システムの刷新と合わせて導入を検討
幼稚園事務支援システムの導入	平成22年度(2010年度)にパッケージシステムを導入

(エ) 情報基盤整備と既存システムの改善

事業	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 福祉医療システムの刷新 市税、住民基本台帳システム等の刷新 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府の制度改正時期にあわせて実施予定 外国人住民の住民基本台帳への記載等に係る住民基本台帳法改正のための改修を実施
人事・職員給与システムの刷新	パッケージソフトの導入を検討
職員の育成と情報リテラシーの向上	<ul style="list-style-type: none"> スキルアップ研修を定期的実施 情報化推進の中心となる職員を「ITリーダー」として養成するための研修を実施
セキュリティ対策の強化	平成22年(2010年)2月からUSBメモリ等の使用を制限するなど、対策強化を実施

(4) 電子自治体の実現に向けての課題

ア 現状の課題

行政情報化のための基盤整備や行政組織内の情報化は、ほぼ完了していますが、住民基本台帳、市税、国民健康保険といった基幹系システムで、ホスト系の独自開発システムを使用していることから、近年、度重なる法改正・制度改正への対応に伴い、システム改修費等に多額の経費を要しており、その低減が求められています。

これら多くのホスト系の独自開発システムが老朽化し、再構築を検討する時期を迎えており、再構築する場合のシステム形態の検討が必要となっています。

さらに、オープン系システム^{※25}やパソコン小規模システムにおいても、OS^{※26}や機器の保守期限の関係で、ライフサイクルが概ね5年程度と短く、システム導入時にOS更新等を考慮したライフサイクルコストを十分検討する必要があります。

そして、市民サービスの向上に向けて電子申請の導入を進めていますが、インターネット上での厳格な本人確認や証明書等の交付、手数料等の収納には多くの課題があることから、講座の申込等、簡易な手続きの申請部分のみの電子化に留まっており、当面は、行政機関やコンビニ等に設置された行政キオスク端末を利用した行政サービスの提供が求められています。

さらに、市民サービスの向上を図るシステムにおいて、利用状況が低い場合には十分な費用対効果が得られない場合があり、利用率の低い要因を検討する必要があります。

イ 新たな課題

新たな課題として、現在、国で進められている社会保障・税に関わる番号（マイナンバー）制度について、関連法案が成立した場合には、マイナンバー^{※27}の附番通知の後、マイナンバーカードの交付が予定されており、市民課窓口での事務が想定されます。また、税関係の法定調書や給与支払い報告書にマイナンバーを記載するなど、市税や福祉などの各分野での利用に向けて、関連する全てのシステムでマイナンバーの管理等が必要となるため、広範囲なシステム修正が想定されます。

また、後期高齢者医療制度や国民健康保険など、社会保障制度の見直しも検討されていますが、実施される場合には、現行システムの大きな改修が想定されます。

さらに、情報システムに係る経費の削減と、災害・事故発生時の業務継続が図られる情報システムの形態のひとつとして、自治体クラウドの推進が求められており、本市においても、その有用性を検討していく必要があります。

※25 オープン系システム

様々なメーカーのソフトウェアやハードウェアを組み合わせて構築されたコンピュータシステムのこと。各社の製品の価格や性能を比べて最も良い製品を組み合わせることができる。

※26 OS

Operating Systemの略。「基本ソフトウェア」とも呼ばれ、キーボード入力や画面出力等の入出力機能、ディスクやメモリの管理など、多くのアプリケーションソフトが共通して利用する基本的な機能を提供し、コンピュータシステム全体を管理するソフトウェア。

※27 社会保障・税に関わる番号（マイナンバー）制度

国民一人ひとりが固有の番号（マイナンバー）を持つことにより、国、地方公共団体が国民一人ひとりの情報を的確に把握し、社会保障と税の各制度における給付や負担の公平性を確保する社会的基盤のこと。

2 計画の基本方針

(1) 計画の基本的な考え方

本市では、市民が快適さを実感できる市民サービスの向上と、より簡素で効率的、効果的な行財政運営を図るため、電子自治体の実現に向けて、第2次計画に引き続き以下の視点で情報化の推進に取り組みます。

- 市民の目線に立った、わかりやすく、使いやすい情報化をめざします
- システム全体の最適化を行い、費用対効果の向上を図ります
- 業務の改善、事務の効率化を推進するとともに、コストの削減をめざします
- 個人情報の保護を含め、セキュリティ対策に万全を期します
- 新たな技術を取り入れ、社会情勢の変化に対応した情報化をめざします

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「第4次茨木市総合計画」にある基本構想、基本計画に示されたまちづくりを実現するための施策を、情報化の視点からとらえ、「茨木市高度情報化推進基本方針」に定めた基本的な考え方と方向を踏まえて、2次にわたる「茨木市高度情報化推進計画」での現状の課題と、新たなニーズや課題に対応するため、中期的な視野で各分野の取り組むべき情報化施策を調整し体系化したものとします。

ただし、実施時期（行動計画）については、政策推進プランにおいて決定します。

(3) 計画期間

本計画の期間は、平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの5か年とします。

3 計画の目標

現状の課題や新しい課題を踏まえて、次の目標のもと、第2次計画に引き続き、「電子自治体」の実現をめざしていきます。

なお、電子自治体の基盤となる情報システムについては、市民サービスの向上に向けて、市民の目線に立ったわかりやすく、使いやすい情報化を進めます。

また、行政運営の簡素・効率化に向けては、情報システムを単に導入するのではなく、既存業務の手順等を再点検して、業務の合理化をさらに図ることにより、情報システムと業務の最適な組合せを実現し、高い経済性、高品質な業務遂行を図ります。

なお、情報システムの調達にあたっては、仕様書、積算・見積方法の標準化・共通化、運用経費・更新経費の事前評価等を検討し、システム経費の適正化に努めます。

(1) 実感できる市民サービスの向上

市民が、自宅や事業所等の窓口以外の場所において、申請、届出などの手続、証明書の入手、市税等の納付を可能とし、より身近で簡単に利用できる電子行政サービスの実現をめざします。さらに、できる限り、時間や場所の制約のない、ノンストップ、ワンストップでそのサービスを提供できるよう進めます。

また、大規模な災害が発生した場合に、被災者に対して迅速な支援が行える体制を構築するため、必要となる情報システムの運用継続が図られる仕組みづくりを進めます。

さらに、スマートフォンの急速な普及に伴い、その上で動作するアプリケーションの重要性が高まっているなど、新しいICT(情報通信技術)の動向に注視しながら、新たな市民サービスの向上につながる情報化施策について研究を進めます。

また、ユビキタスネットワーク^{※28}社会の到来を迎えて、誰でも(大人も子どもも、高齢者も障害のある人も)簡単にネットワークにつながる社会の環境整備(技術・サービス・各種機器など)は進んでいますが、利用機会や操作知識などにおいて情報格差が生じないよう、高齢者や障害のある人をはじめとした市民の情報リテラシー向上のためのIT講習会を実施していきます。

^{※28} ユビキタスネットワーク

あらゆる情報端末が、有線・無線の多様なネットワークによって接続され、いつでもどこからでも様々なサービスが利用できるようなネットワーク環境のこと。

(2) 行政運営の簡素・効率化

本市では、これまで行政事務の効率化、省力化及び行政サービスの向上に努め、電子自治体内部の情報化を推進してきましたが、より一層の情報化を推進するため、土地台帳・家屋台帳の電子化として、台帳データシステムを構築し、法務局からの登記済通知書について、電子データで連携し、土地・家屋評価システムとも連携することで、より効率的でより精度の高い課税データの管理を行います。

また、パソコン購入に占める、マイクロソフト社のオフィス製品^{※29}のライセンス費用の割合が、急速に上昇しているため、代わりに同じような機能をもつOSS^{※30}（オープン・ソース・ソフトウェア）の活用を検討を行います。

(3) 情報基盤整備と既存システムの改善

老朽化した現行の基幹系システムは、度重なる制度改正等への対応に伴うシステム改修経費とシステム維持要員の面で課題が多いため、システムの最適化を検討します。

システムの変更に際しては、制度改正等に柔軟に対応でき、機器の維持管理コストを縮減できるシステムを導入するだけでなく、現行の業務を再点検し、更なる効率化、高度化を図ります。

さらに、オープン系システムにおけるサーバ機器等の統合や、現在、各個別システムで保有する住民基本台帳・市税システムとのデータ連携基盤の一元化など、情報資産の全体最適化を検討し、システム間で重複する情報資産の削減を図ります。

また、電子自治体の実現に向けて、情報セキュリティ対策の重要性とその範囲は、ますます増大することから、「茨木市個人情報保護条例」をはじめとする関連規程に基づき、個人情報の保護とシステムの適正な運営管理を図るため、情報セキュリティポリシーの定期的な評価・見直しを行い、高度なセキュリティレベルを保持していきます。

(4) 新たな制度改正への対応

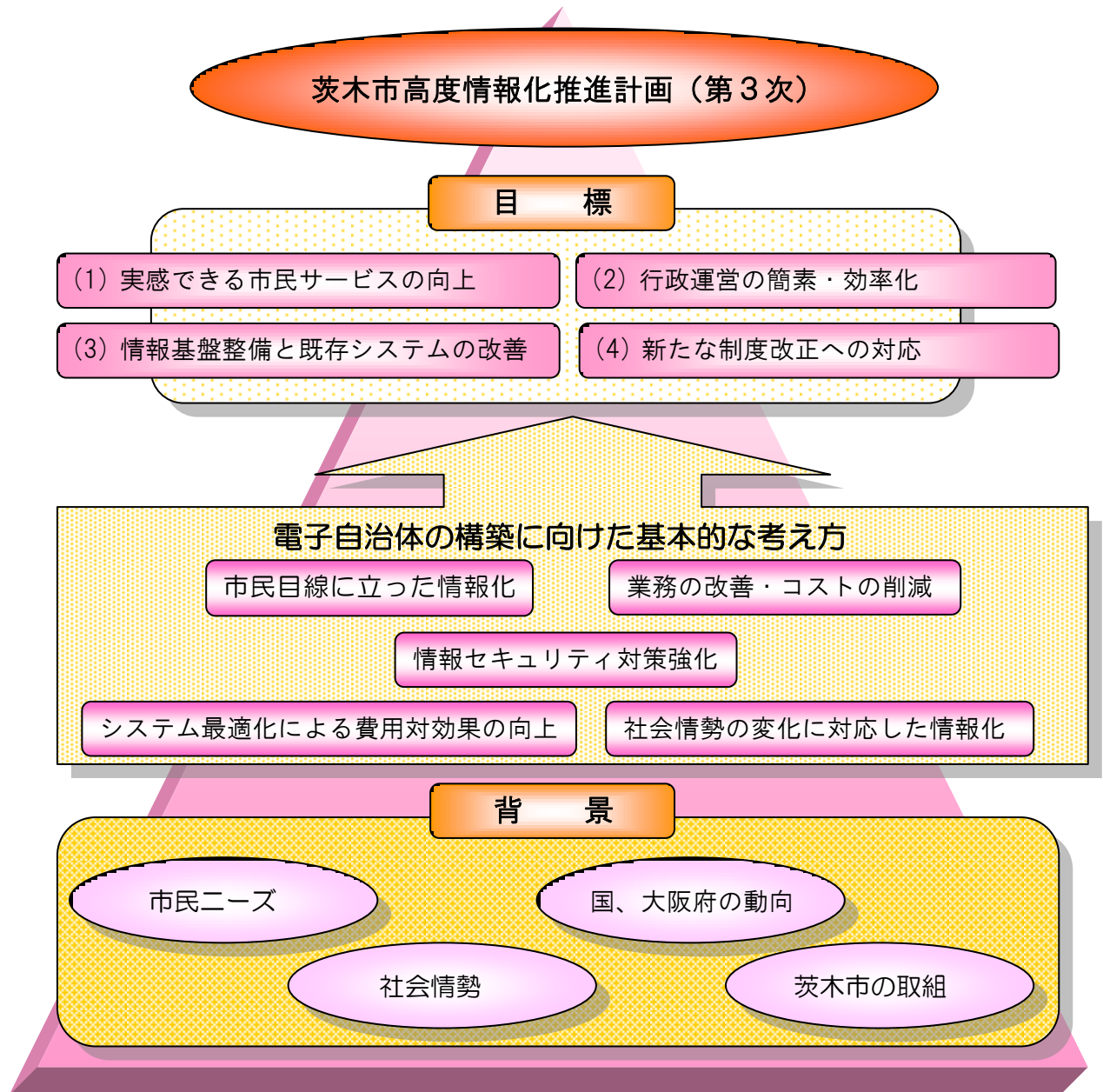
少子高齢化による高齢者の増加と労働人口の減少、格差拡大への不安の高まりなどを背景として、国においては社会保障と税の一体改革として、社会保障・税に関わる番号(マイナンバー)制度の実現、後期高齢者医療制度や国民健康保険の見直しなど、多くの制度改正について検討がされています。

これらの制度改正が実施されますと、既存システムの大規模な改修や新たな情報連携基盤の構築などを、限られた期間で対応する必要があることから、その動向の

※29 マイクロソフト社のオフィス製品
ビジネス用アプリケーションソフトを一つにまとめたマイクロソフト社のパッケージ製品 Microsoft Office シリーズのこと。

※30 OSS
Open Source Software の略。ソースコード（ソフトウェアにおける設計図のようなもの）を、インターネットなどを通じて無償で公開し、誰でもそのソフトウェアの改良、利用、再配布を行うことができるソフトウェアのこと。

把握に努め影響範囲を十分に調査し、全体最適化を検討のうえ、基幹系システムの刷新等において二重投資にならないよう対応していきます。



茨木市高度情報化推進計画（第3次） 体系図

4 具体的施策一覧

計画の目標の実現に向け、具体的な施策を設定します。

目標	施策	頁
実感できる 市民サービスの向上	被災者支援システムの導入	22
	証明書等コンビニ交付の導入	24
	戸籍副本データ管理システムの導入	26
	レセプト分析システムの導入	28
	救急搬送支援システムの導入	30
	ホームページ、携帯サイトの充実	32
	電子申込システムの拡充	34
	公金収納システムの拡充	36
	各種IT講習会の実施	38
行政運営の簡素・効率化	職員参集安否確認システムの導入	40
	統合型GIS（地理情報システム）の拡充	42
	OSS（オープン・ソース・ソフトウェア）の導入	44
	土地台帳・家屋台帳の電子化	46
	滞納整理システムの導入	48
	人事総合情報システムの導入	50
	情報システム調達ガイドラインの策定	51
情報基盤整備と 既存システムの改善	オープン系システムの導入及び更新	52
	基幹系システムの刷新	56
	自治体クラウドの研究	58
	職員の育成と情報リテラシーの向上	60
	セキュリティ対策の強化	61
新たな制度改正への対応	社会保障・税に関わる番号 （マイナンバー）制度	62
	社会保障制度改革	63



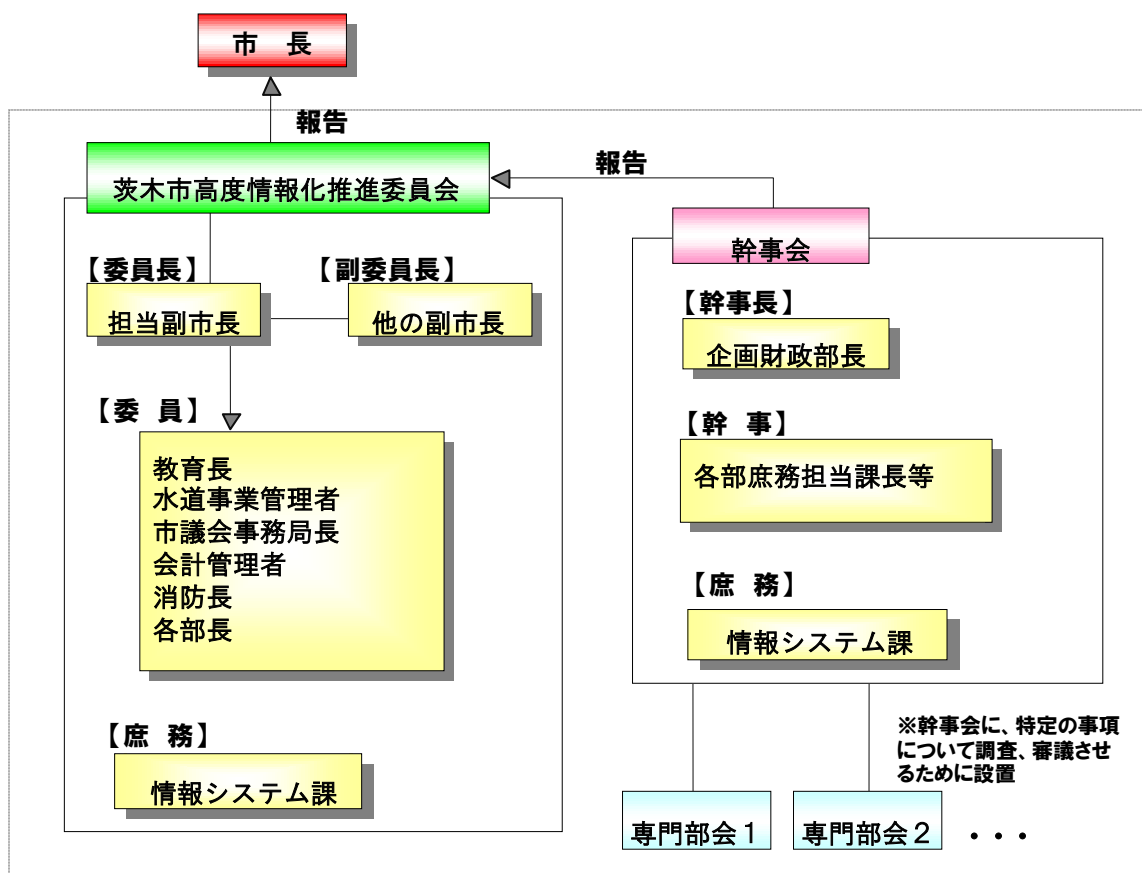
将来イメージ図

5 情報化施策の推進体制

情報化施策を着実かつ適正に推進していくため、組織的な推進体制として、平成13年（2001年）5月に「茨木市高度情報化推進委員会」の設置を行いました。さらに、委員会のもとに幹事会を置き、具体的な取組に当たっては、必要に応じて関係部局の職員等で構成する専門部会を設置し、対応を図っていきます。

また、計画に基づく施策については、政策推進プランにおいて実施時期及び実施方法等を検討し、その有効性等について再度事前評価を行ったうえで実施し、実施後は、行政評価（事務事業）において事後評価を行うなど、計画の進捗状況を毎年度、的確に把握、評価します。

なお、現行の総合計画は、平成27年（2015年）を目標年次とすることから、次期総合計画との整合性を図る必要が生じた場合や、ICT（情報通信技術）の進展及び社会経済状況の変化に対応する必要が生じた場合には、計画を見直します。



茨木市高度情報化推進委員会

6 年度計画表

施策	年度	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
実感できる市民サービスの向上						
被災者支援システムの導入	導入					
証明書等コンビニ交付の導入	導入					
戸籍副本データ管理システムの導入	導入					
レセプト分析システムの導入	導入					
救急搬送支援システムの導入	導入					
ホームページ、携帯サイトの充実		推進				
電子申込システムの拡充		拡充の検討				
公金収納システムの拡充	コンビニ収納 拡充	拡充の検討				
各種IT講習会の実施		推進				
行政運営の簡素・効率化						
職員参集安否確認システムの導入	導入					
統合型GIS(地理情報システム)の拡充		下水道台帳			公有財産	
OSS(オープン・ソース・ソフトウェア)の導入		導入の検討				
土地台帳・家屋台帳の電子化			導入			
滞納整理システムの導入					導入	
人事総合情報システムの導入						導入
情報システム調達ガイドラインの策定	調査・研究		策定			
情報基盤整備と既存システムの改善						
オープン系システムの導入及び更新	学務等 ^{※31}					
基幹系システムの刷新	福祉医療 固定資産税		国民健康保険			
自治体クラウドの研究		調査・研究				
職員の育成と情報リテラシーの向上		推進				
セキュリティ対策の強化		推進				
新たな制度改革への対応						
社会保障・税に関わる番号 (マイナンバー)制度		必要に応じて対応				
社会保障制度改革		必要に応じて対応				

※31 該当システムは学務システム、文化財情報管理システム、きらめき講座管理システム、財務会計・庶務事務システム

7 個別施策の概要

(1) 実感できる市民サービスの向上

被災者支援システムの導入

【危機管理課】

《概要》

東日本大震災を契機に、業務（システム）継続の重要性の認識が高まり、大規模な災害が発生した場合に、被災者に対して迅速な支援が行える体制を構築することが求められています。

本市においては、マシン室の免震対策、無停電電源装置^{※32}や自家発電機の設置、重要データの遠隔地保管等の安全対策を実施していますが、万一、本庁舎が被害を受けた場合の情報システムの運用継続について検討する必要があります。

現在、府及び府内市町村で共同運用している「おおさか防災ネット」において、平成24年度（2012年度）のシステム更新にあわせて「被災者支援システム」機能が追加されたことから、本市においても、その機能を利用するため、本市住民データをデータセンターに連携するシステムを構築します。


《導入効果》

- システム及びデータを庁舎外で一元管理することで、大災害時に庁舎が罹災し、庁内システムが停止した場合に、被災者に対する罹災証明書の発行・義援金の給付等の支援を迅速に行うことができます。
- 共同事業のため、本市単独でシステムを導入するよりも、経費の削減が図れます。

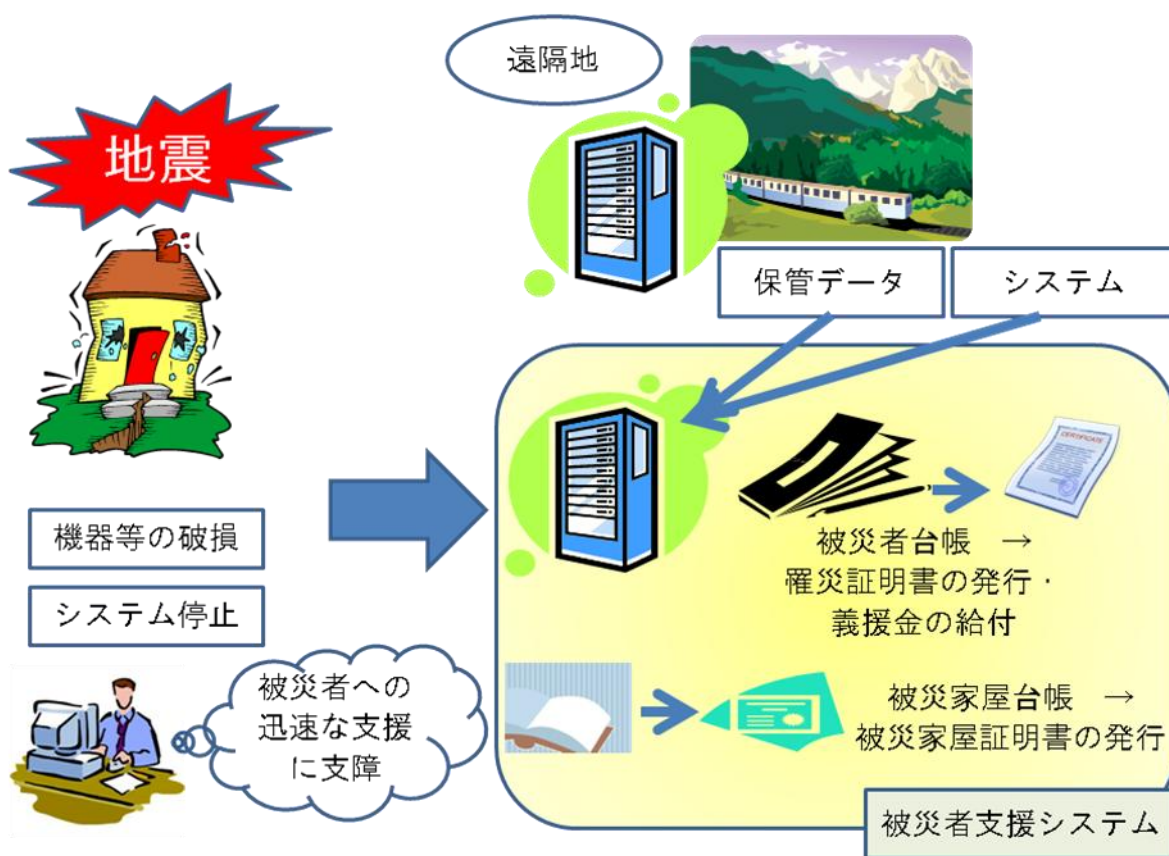
※32 無停電電源装置

停電時、接続されている機器に対し、一定時間電力を供給する装置。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
被災者支援システムの導入					

《イメージ図》



証明書等コンビニ交付の導入**【市民課、市民税課】****《概要》**

本市では、本庁北玄関及び市民課窓口横を含めた市内6カ所に自動交付機を設置しており、休日、夜間においても住民票や印鑑証明書の交付を受けることができます。

また、証明発行カードとして、従来の磁気カードに加えて、住民基本台帳カードを利用することができます。

しかしながら、自動交付機の場合、1台ごとに運用経費が必要であることから、今後は、自動交付機の設置・運営を再検討し、財団法人地方自治情報センターが運営・提供するコンビニ交付システムを導入します。

コンビニ交付の導入により、自動交付機では発行していない戸籍証明及び税証明の発行も行います。

《導入効果》

- 住民が直接窓口を訪れる必要がなくなるとともに、窓口の混雑緩和につながります。
- 自動交付機の稼働時間より長時間（午前6時半から午後11時まで（戸籍は市役所開庁時間のみ））証明書を交付することができます。
- コンビニ交付の場合、居住地から離れた勤務地や外出先（全国の対象コンビニ）での証明書の発行が可能となります。
- 自動交付機を設置するより低い経費で運用が可能です。

《課題》

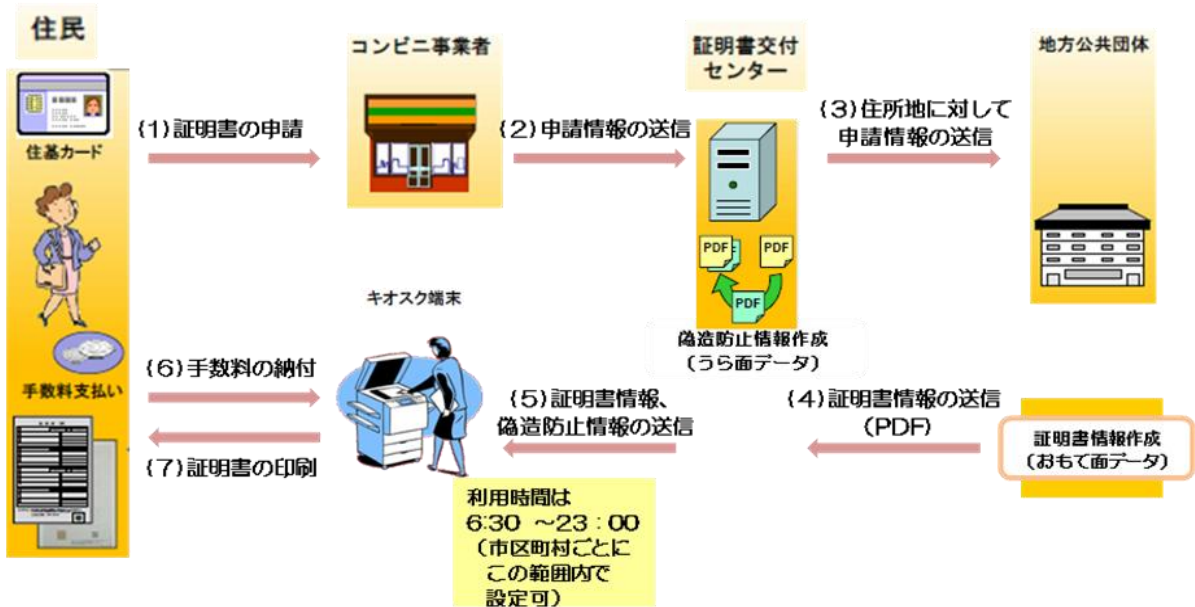
- 現行の証明発行カード（磁気カード）は利用できません。
- 住民基本台帳カードは証明発行機能の付加が必要です。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
証明書等コンビニ交付の導入	導入				

《イメージ図》

コンビニ交付



出展：財団法人 地方自治情報センター研究開発部 平成24年5月

「コンビニ交付の概要について」より作成

戸籍副本データ管理システムの導入

【市民課】

《概要》

東日本大震災において、津波の被害により戸籍正本が滅失したことを教訓として、大規模な災害が発生した場合に、市町村にある戸籍の正本データと近接地にある副本データが同時に滅失しないよう、重要データの遠隔地への保管が求められています。


現在、国において、戸籍を電子化した市町村を対象として、戸籍の副本データについて、L G W A Nで接続された遠隔地の副本データ管理センターで保管・管理するため、戸籍副本データ管理システムの導入が検討されています。

本市においても、このシステムを導入し、既存の戸籍情報システムで、毎日、更新のあった戸籍ファイルの副本データを自動で副本データ管理センターに送信できる機能を追加します。

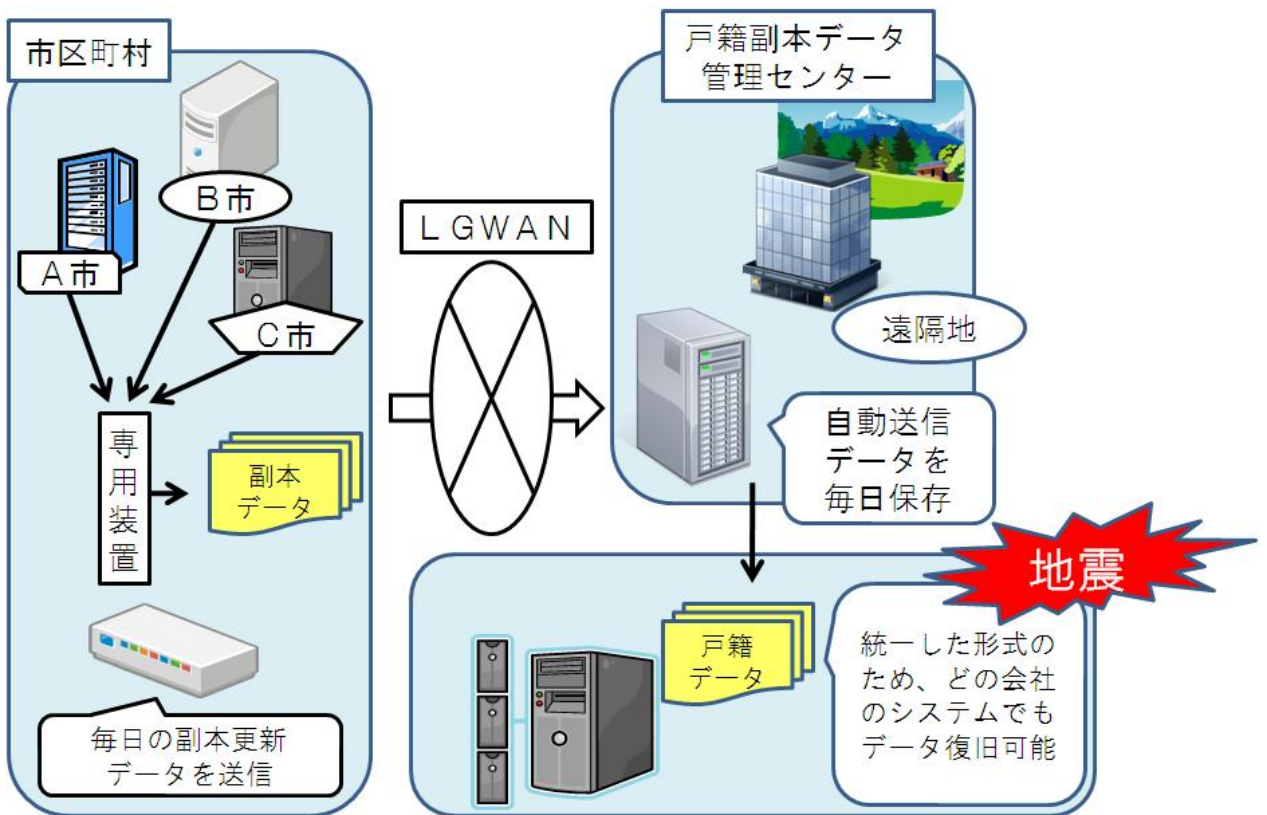
《導入効果》

- 戸籍副本データを遠隔地で保管・管理するため、大災害時に庁舎と管轄法務局の両方が罹災した場合でも、戸籍副本データから戸籍を再製することができ、迅速に被災者支援を行うことができます。
- 各市町村が保有する戸籍データは様々な形式であるが、統一形式に変換して保管・管理するためシステム開発業者以外でも戸籍データを再製することができます。
- 磁気媒体では、副本の提出が1年ごとですが、毎日、最新のデータが保管・管理でき、迅速な戸籍データの完全再製ができます。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
戸籍副本データ管理システムの導入					

《イメージ図》



レセプト^{※33}分析システムの導入

【保健医療課】

《概要》

現在、国民健康保険の加入者を対象に特定健、康診査を
生活習慣病のリスクが高く、また生活習慣の改善で予防が期待できる加入者に対して保健
指導を行っていますが、今後は地域の医療特性を把握・分析し、当該地域における課題
を明らかにした上で、具体的な取り組みのあり方を検討・策定する必要があります。

そこで、市域全体あるいは地域ごとの健康情報を統計的に把握するため、レセプト分
析システムを導入し、国民健康保険団体連合会から国保年金課へ送られるレセプト（診
療報酬明細書）の情報を生活習慣病予防の視点で集計することにより、保険者（茨木市）
の実態を明らかにし、医療費適正化のための疾病予防や保健指導に役立てます。

《導入効果》

- 健診とレセプト情報を連携させることで、予防と治療の両方を考慮した分析が可能と
なります。
- 専門業者による分析が不要となります。
- 地域特性や年代を考慮した保健指導が可能です。

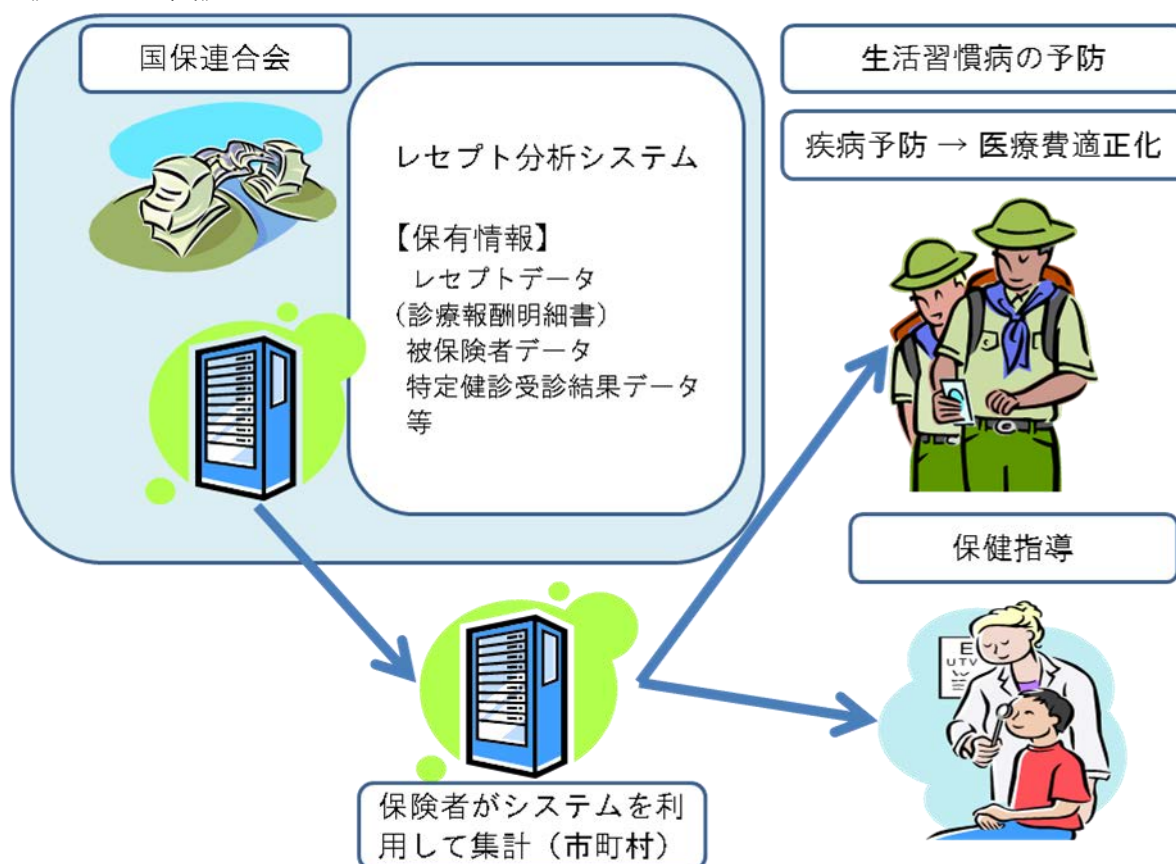
※33 レセプト（診療報酬明細書）

患者の個人情報や診療行為の内容（診療機関、投薬、病名、診療月、検査内容等）が記載された請求明細書。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
レセプト分析システムの導入	導入				

《イメージ図》



救急搬送支援システムの導入

【救急救助課】

《概要》

現在、重体患者の救急搬送時に、高度な医療処置の早期実施を可能にするため、脳卒中や心筋梗塞、消化管出血などの緊急を要する「特定病態傷病者」の状況の確認項目や医療機関選定基準などを定めた「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」を紙媒体で利用し、救急業務を行っています。

そこで、より迅速な救急業務を行うため、医療機関リストなどスマートフォンのアプリ化を行い、傷病者の症状をタッチ式で選択するとGPS^{※34}機能により最も近い最適な医療機関が選択され、そのまま電話機能を使って搬送連絡ができるワンストップ機能を備えたシステムを構築し、平成24年度（2012年度）から、大阪府内の消防本部の救急隊に順次導入されています。

本市においても平成25年度（2013年度）から導入を予定しています。

《導入効果》

- 早期治療が救命の絶対条件である、特定病態傷病者の病院選定に要する時間、傷病の特定時間が短縮され救命率が向上します。
- スマートフォンで搬送情報の収集が可能のため、救急業務の円滑化が図られます。

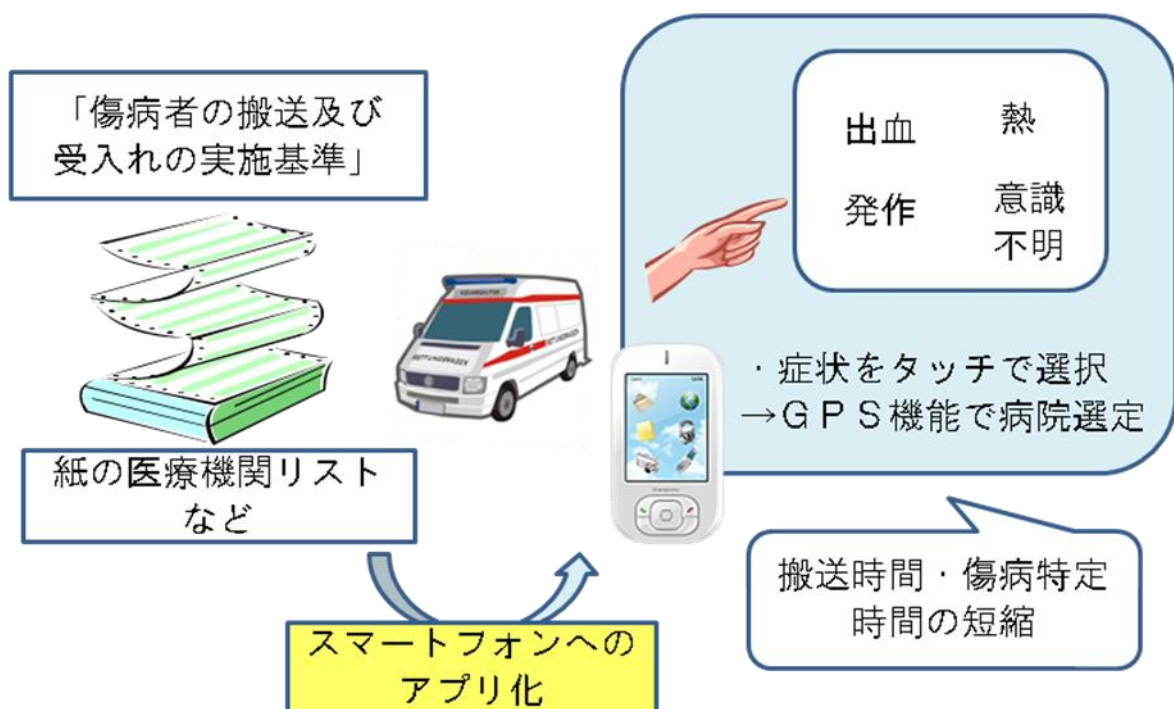
※34 GPS

Global Positioning System の略。人工衛星を利用して、自分が地球上のどこにいるかを正確に割り出すシステム。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
救急搬送支援システムの導入	導入				

《イメージ図》



ホームページ、携帯サイトの充実

【広報広聴課及び各課】

《概要》

市ホームページについては、平成10年（1998年）8月に開設して以来、これまでにCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）をはじめ、音声読み上げソフト、自動外国語翻訳システムの導入、携帯サイトの開設等を行い、迅速な情報提供とアクセシビリティ、ユーザビリティの向上を推進してきました。

さらに、平成23年（2011年）11月に全面リニューアルを行い、メインカテゴリとして「暮らし」「市政」「ビジネス・産業」「観光・特産」を新設し、カテゴリ内のキーワードを追っていくことで目的の情報に辿り着けるよう、情報を再分類しました。平成25年（2013年）4月には、転入、転出等の手続きに関して、利用する市民の世帯状況に応じて、手続きに必要なページを案内するナビシステムを導入するなど、より一層のホームページ充実を図ってきました。

また、平成24年（2012年）6月から、行政情報の発信と市民とのコミュニケーションの新たな手段として、民間のSNS^{※35}（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した「茨木市Face bookページ」と「茨木市twitter」の運用を開始しました。

今後においても、新しい技術やサービスの動向に注視し、機能とコンテンツのさらなる充実を図っていきます。

《導入効果》

- 必要な情報が簡単に手に入るようになります。
- 市政の透明性を向上し、開かれた市政の推進が図られます。
- 市政への関心を高め、市民参加が促進されます。
- 市民とのコミュニケーションの機会が拡大します。

※35 SNS

Social Networking Service の略。インターネット上で、個人間の交流を支援する会員制のコミュニティ型Webサイトのこと。会員制であることから従来のWebサイトより信頼性が高く、誰でも自由に参加できるものと、既存の参加者の紹介がないと参加できないものがある。

《課 題》

- 情報提供主体である各課において、常に、ニーズに即した新鮮な情報を提供する必要があります。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ホームページ、携帯サイトの充実	推 進				

電子申込システムの拡充

【情報システム課】

《概要》

電子申込システムは、市民及び事業者が、市への各種申請、届出などの手続を自宅や事業所のパソコンから市のホームページにアクセスし、パソコンの画面表示に沿って必要事項を入力することで汎用的に受付できるシステムです。

インターネット上で当事者の確認のため、公的個人認証基盤^{※36}及び組織認証基盤^{※37}と連携する必要があります。

しかし、現在のところ、その普及が進んでいないことから、本市では厳格な本人確認を必要としない手続を対象として、簡易電子申込システムの導入を行っています。

今後は、公的個人認証サービスの普及状況や社会保障・税に関わる番号(マイナンバー)制度で検討されているICカード等の動向を踏まえ、厳格な本人確認が必要な手続を含めて、対象手続の拡大を検討していきます。

《導入効果》

- 24時間365日、いつでも、どこからでも、申請や届出ができるノンストップ・ワンストップサービスの提供を段階的に進めることにより、厳格な本人確認を必要としない手続については、市役所に出向く必要が少なくなり、市民の利便性が向上します。

《課題》

- ワンストップサービスの実現に向けて、マルチペイメントネットワーク^{※38}などの電子的な納付方法等との連携を研究し、市民の利便性をさらに向上させる必要があります。
- 庁内で事務処理に使用している業務システムと円滑に連携することが不可欠です。
- 現在のところ、電子申請において厳格な本人確認を行う公的個人認証制度の利用が進んでいません。

※36 公的個人認証基盤

申請や届出及びその結果通知等の名義人や内容の、真正性を確認するための行政機関側の仕組み。

※37 組織認証基盤

送受信された電子文書の真正性を担保するため、地方公共団体の職責やWebサーバ等に電子証明書(公開鍵証明書)を発行する機関。

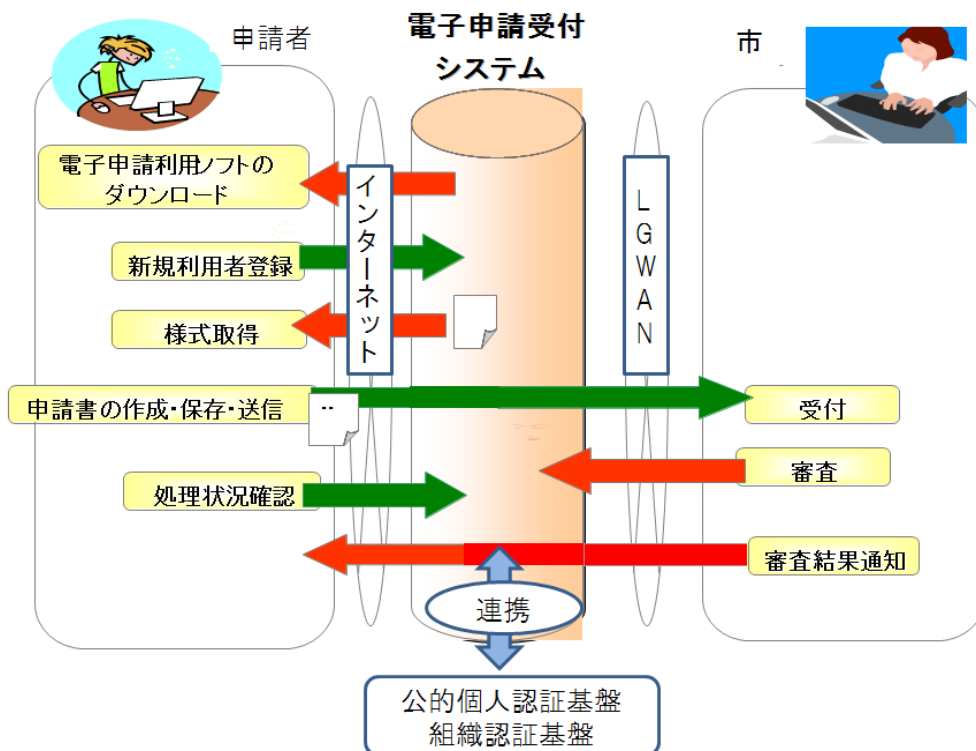
※38 マルチペイメントネットワーク

各種料金・税金を収納する企業や自治体と、金融機関を繋ぐネットワークのこと。マルチペイメントネットワークの利用者はATMやパソコン、携帯電話から各種料金や税金の支払いが可能となる。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
電子申込システムの拡充	拡充の検討				

《イメージ図》



公金収納システムの拡充

【収納課等】

《概要》

現在、市への税金、保険料、各種手数料等の支払は、口座振替や納付書による金融機関窓口での支払などの方法が主となっています。

納付書には、一部コンビニエンスストアでの支払に対応しているものもありますが、金融機関での支払が中心であるため、窓口が開いている時間内に納付する必要があり、時間的な制約があります。また、電子申請システムを導入しても、手数料等の支払が電子化されていなければ、本来の利便性向上につながりません。

コンビニエンスストアでの納付は、既に軽自動車税及び水道使用料で実施していますが、その利便性から市府民税、固定資産税・都市計画税も対象とし、順次納付できる公共料金等の種類の拡充を検討していきます。

また、インターネットを利用して、24時間365日、いつでも、どこからでも公共料金等の納付が可能となる新たな納付方法として、クレジットカードによる支払いやマルチペイメントネットワークの活用について研究していきます。

《導入効果》

- 納付方法の拡大により、収納率の向上が期待できます。
- インターネットから、公共料金等の納付が可能になります。
- 納付情報の確認までの時間が短縮し、事務の効率化が可能となります。

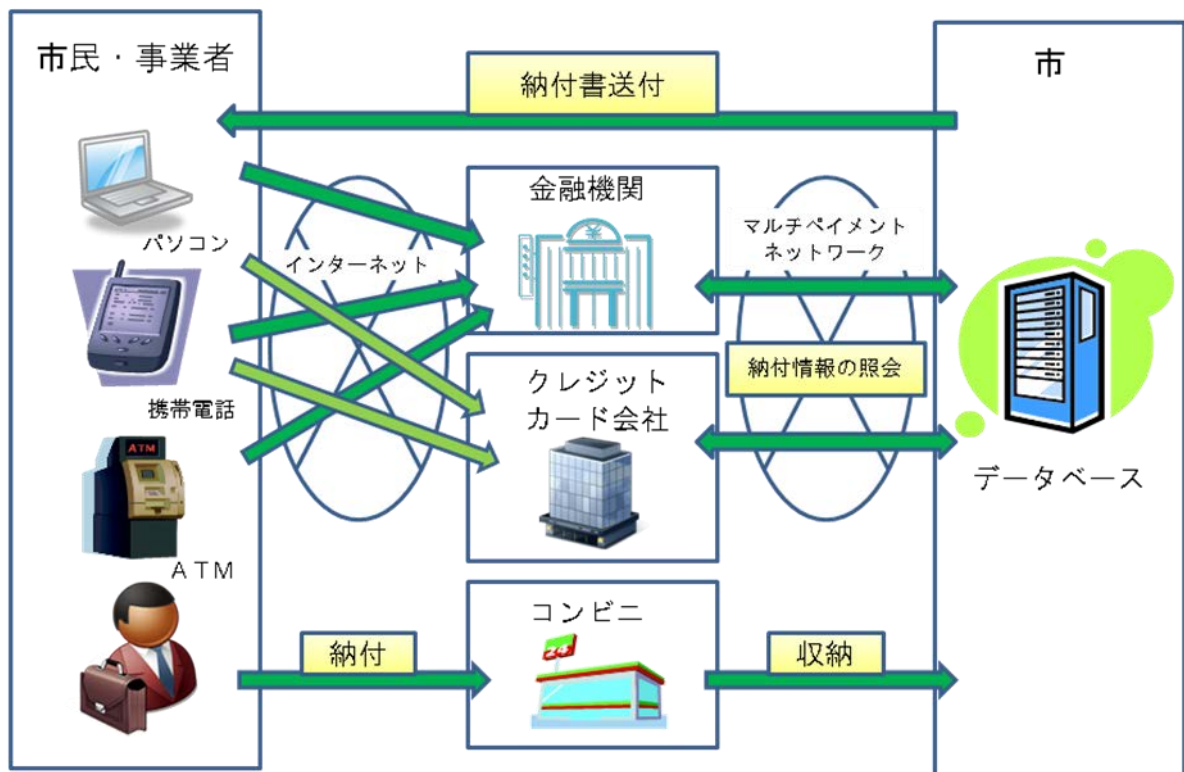
《課題》

- クレジットカード等の手数料負担について研究していく必要があります。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
公金収納システムの拡充	コンビニ収納拡充		拡充の検討		

《イメージ図》



各種ＩＴ講習会の実施**【障害福祉課、高齢介護課等】****《概要》**

ユビキタスネットワーク社会の到来を迎えて、誰でも（大人も子どもも、高齢者も障害のある人も）簡単にネットワークにつながる社会の環境整備（技術・サービス・各種機器など）は進んでいます。利用機会や操作知識などにおいて情報格差^{※39}が生じないよう、情報リテラシーの向上が求められています。

本市では、市民の誰もがパソコンを活用できるよう、公共施設でのパソコン講習を実施してきました。パソコン講習は、これまでも多くの市民が受講し、パソコン講習を通じて活発なサークル活動も行われるなど、一定の成果を上げています。今後も引き続き、講習を実施するとともに、より効果の期待できる講習を研究、実施していきます。

○高齢者のためのパソコン講習

パソコンなど、ＩＣＴ（情報通信技術）機器を使いこなせる人が少ないとされている高齢者を対象としたパソコン講習を、老人福祉センターで実施しています。

初級コースを設定し、初めてパソコンを操作する人も参加できる内容です。

○障害のある人のためのパソコン講習

障害のある人の社会生活にとって、コミュニケーションや福祉サービスの情報入手の手段として、パソコンなどのＩＣＴ（情報通信技術）機器を利用することは、欠かせないものとなっています。

そこで、障害のある人がパソコンの基本的な使い方等をマスターするための支援活動として、パソコン講習を引き続き実施していきます。

※39 情報格差

パソコンやインターネット等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人の間に生じる格差のこと。


《導入効果》

- 高齢者や障害のある人をはじめ、多くの市民の情報リテラシーが向上し、ICT（情報通信技術）を活用した様々なサービスを楽しむことができようになり、地域における情報化の推進が期待されます。

《課題》

- 常に、最新のOSやソフトのバージョンで講習を実施することが望まれています。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
各種IT講習会の実施	 推 進				

(2) 行政運営の簡素・効率化

職員参集安否確認システムの導入

【危機管理課】

《概要》

災害発生時に、職員配備体制にもとづく職員参集において、迅速な緊急連絡を行うことが重要となります。

そこで、現在、策定中のBCP^{※40}（業務継続計画）において、職員参集安否確認システムの導入を検討します。地震発生時は自動的に、また、風水害の時には職員入力により、対象職員に一斉メールを送信し、返信されたメールにより職員の安否を確認すると同時に、何時間後に何人の職員が参集できるかなどのデータの自動集計も可能です。

《導入効果》

- 災害発生時に、職員の安否確認や緊急連絡を迅速かつ正確に行うことができます。
- 集計されたデータを利用することで、迅速かつ的確な職員の配備が可能となります。
- 平常時から参集訓練に活用できます。

《課題》

- 災害時、携帯電話が繋がらなくなる可能性があります。
- 携帯電話を持たない職員に対する連絡手段を別途検討する必要があります。

※40 BCP

Business Continuity Plan（業務継続計画）の略。何らかの障害が発生した場合に重要な業務が中断しないこと又は業務が中断した場合でも目標とした復旧時間内に事業が再開できるようにするための対応策などを定めた包括的な行動計画。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
職員参集安否確認システムの導入	導入				

《イメージ図》



統合型 GIS（地理情報システム）の拡充

【関係課】

平成17年（2005年）4月から、統合型GISを導入し、庁内LAN等のネットワーク環境のもと、庁内で利活用できる共有空間システムで地図（住宅地図、都市計画図等）を配信しました。また、定型的業務を支援する個別の地理情報システムの地図データ（例えば、道路、街区、建物など）を一元的に管理し、庁内横断的に有効活用するための効果的な環境を整備しました。

そして、平成24年度（2012年度）において、共有空間システムの更新時期を迎え、よりいっそうの運用経費の削減と安定稼働を図るため、クラウドシステムへの移行を完了しました。

統合型GISでは、地図情報（基盤データ）の上に、日常の業務で作成されるデータ（業務データ）を重ねて、視覚的に分かりやすいデータが作成できるとともに、自らの部署が管理する情報に加え、他の部署や他の行政機関が管理する情報を重ねて表示・集計できる機能や、様々な条件によるシミュレーション機能により、地域特性の基礎資料を統合的に利活用するなど高度な政策形成、政策推進の支援が可能となります。

◇ 下水道台帳システムの拡充【下水道課】

《概要》

今後、急増する下水道管渠（適切な勾配をもち、よどみなく下水処理場まで下水を送る管）の維持管理において、予防保全の観点による戦略的な維持管理・更新を行うため、現行のシステム機能に加えて「新規整備・維持管理・延命化・改築更新」を一体的にとらえたシステムの構築が必要です。

そこで、膨大な下水道施設情報及び関連業務情報をデジタル化し、維持管理業務・下水道施設の長寿命化・公営企業会計の移行の検討等の業務を支援する各種システムを構築します。

◇ 公有財産管理システムの刷新【総務課】

《概要》

公会計制度（総務省方式改訂モデル）に適応した公有財産の管理システムに刷新し、減価償却等への対応を図り、売却可能資産や土地についての資産台帳の整備を進めます。

《導入効果》

- 公会計管理事務の効率化と未利用財産の有効活用を図ることができます。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
統合型GIS （地理情報システム）の拡充	下水道台帳			公有財	

OSS（オープン・ソース・ソフトウェア）の導入 【情報システム課】

《概要》

ICT（情報通信技術）への投資において、コンピュータやハードウェアの価値が低下するなかで、パソコン購入に占める、マイクロソフト社のオフィス製品のライセンス費用の割合は、急速に上昇しています。

現在、使用しているマイクロソフト社のオフィス製品の代わりに同じような機能を持つOSSの活用について、検討を行います。

《導入効果》

- マイクロソフト社のオフィス製品のライセンス経費の削減が可能です。
- 商用ソフトウェアのような業者のサポート期間とは関係なく、利用し続けることができます。また、導入業者以外の第三者へ、保守業務を委託することも出来るので業者の依存回避になります。

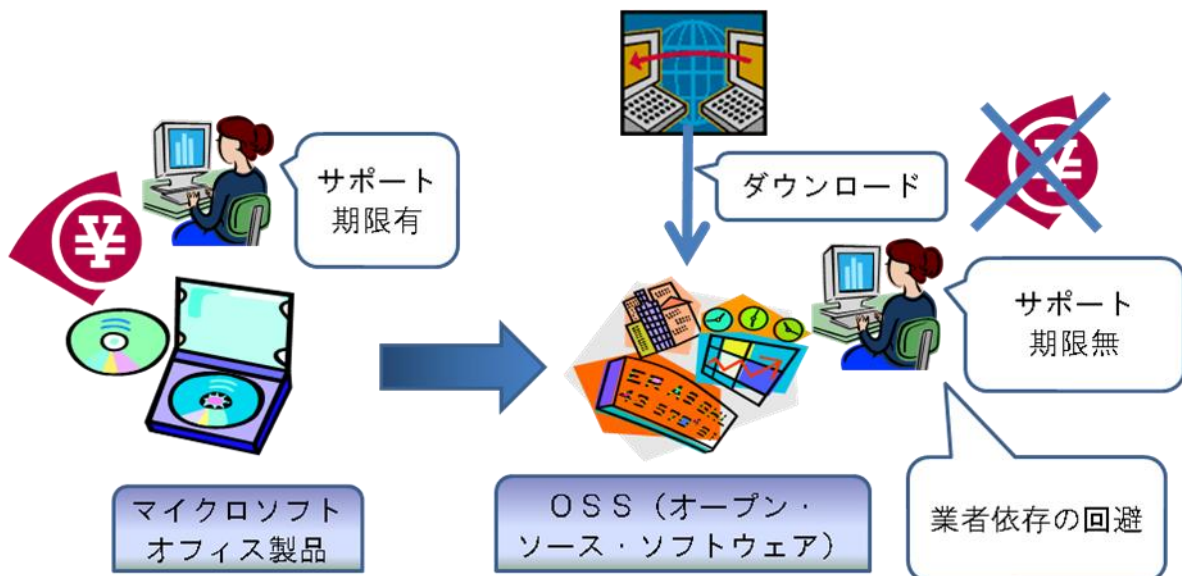
《課題》

- 近隣自治体や国等との情報交換のために使わ様式を廃止することは困難です。
- マイクロソフト社のオフィス製品等を使用していた、機能が使えないこともあり、対策が必要です。
- 過去の情報資産の様式をOSSの文書様式に変換するために、必要な作業量が膨大です。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
OSS(オープン・ソース・ソフトウェア)の導入	導入の検討				

《イメージ図》



土地台帳・家屋台帳の電子化**【資産税課】**

《概要》

現在、紙台帳である土地台帳・家屋台帳について、スキャニング^{※41}によりイメージデータ化し、台帳データシステムを構築します。さらに、法務局からの登記済通知書について、電子データで連携し、土地・家屋評価システムとも連携することで、より効率的でより精度の高い課税データの管理を行います。

また、現在、毎年度、全件紙出力している名寄帳についても、電子化して検索を容易にし、申請者分のみ出力できるようにします

《導入効果》

- 台帳をデータで管理するため検索・修正が容易になり、またペーパーレス化による経費の削減が図れます。
- 電子データで受理することにより、通知漏れや紛失の危険性が回避されます。

《課題》

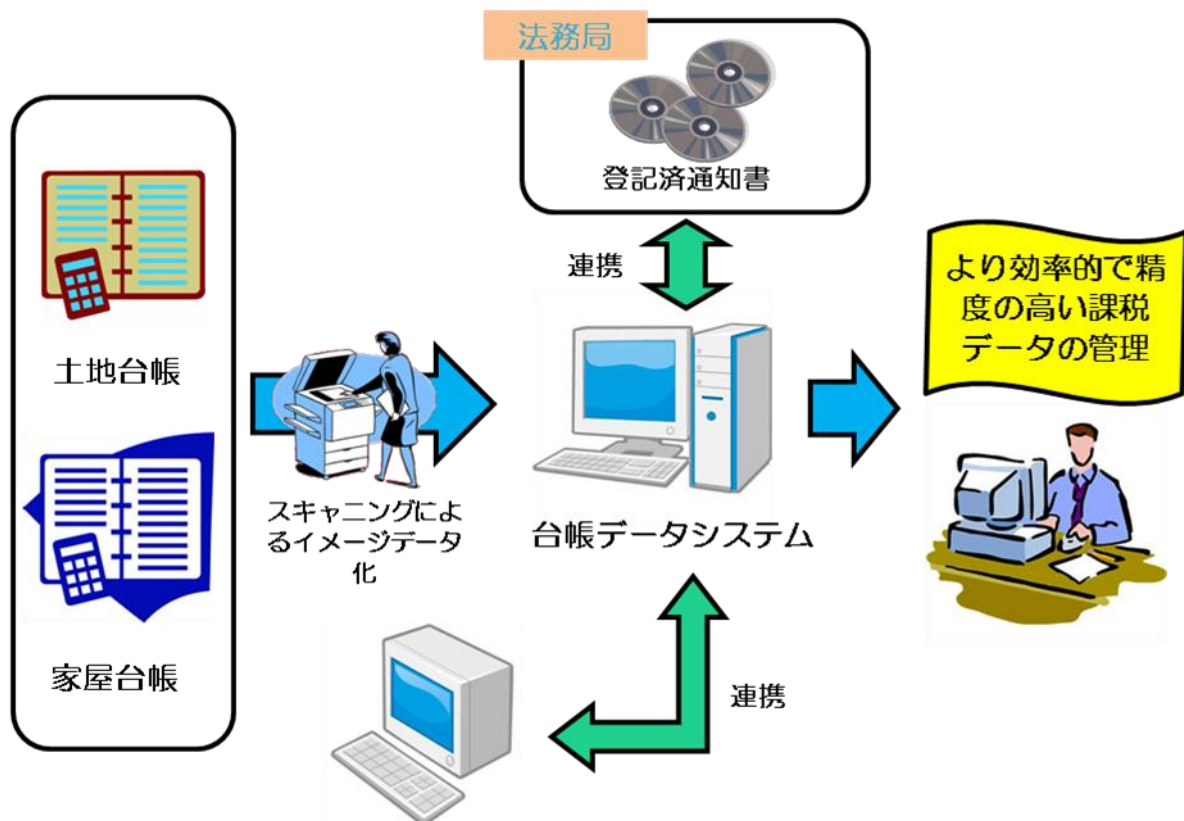
- 台帳の閲覧方法を検討する必要があります。

※41 スキャニング
スキャナ機器を使用し、紙データを電子化すること。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
土地台帳・ 家屋台帳の 電子化		導入			

《イメージ図》



滞納整理システムの導入

【収納課】

《概要》

現在、滞納整理事務は、処理経過等が簿冊管理であり、電子化されていないため、多大な時間を要していることから、収納管理オンラインシステムと連携したパッケージソフトの滞納整理システムを導入し、滞納者情報の一元管理を行います。

システムの機能としては、折衝情報、不動産・預貯金・給与等の資産情報、滞納処分の状況、分納誓約の履行状況等滞納者の情報を一元管理し、作業実態と収納実態をタイムリーに把握できます。また、各種統計分析資料や一覧表の作成ができます。


《導入効果》

- 滞納整理システムの導入に伴う業務の効率化・高度化が図れます。
- 全体の状況分析が容易になり、滞納整理事務の進行管理が徹底できます。

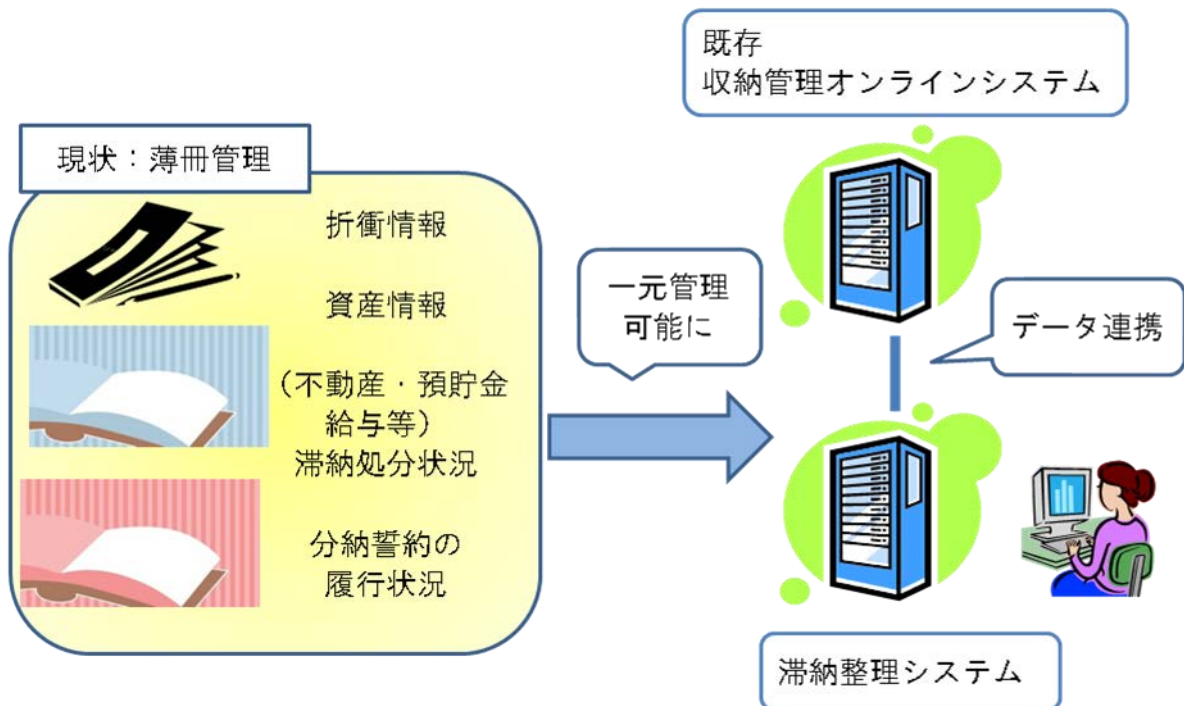
《課題》

- 市税だけでなく、債権が重複している滞納者に対して対応する必要がありますが、システムを拡充するためには、多額の経費が必要です。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
滞納整理システムの導入					

《イメージ図》



人事総合情報システムの導入

【人事課】

《概要》

現在、ホスト系システムである人事・給与システムは、度重なる制度改正・法改正への対応のため、複雑化・老朽化しています。また、現在、システム化できていない通勤手当等の管理、社会保険管理、非常勤職員・臨時職員の管理、自己申告・人事評価、福利厚生関係等を総合的に管理するため、パッケージソフトの人事総合情報システムを導入します。


《導入効果》

- より迅速かつ適正な人事・給与等の管理ができます。
- データ入力が一元化でき、事務の効率化・省力化が図れます。
- 人事課職員のみでシステム修正が可能です。

《課題》

- 現行の電子決裁基盤との連携が困難です。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人事総合情報システムの導入					

情報システム調達ガイドラインの策定

【情報システム課】

《概要》

情報システムの調達において、要求する機能の確定、業者選定、仕様の確定、開発、検証といった各過程における手続、組織の役割分担、具体的作業内容、様式類など、情報システムの調達における手続や判断基準等のガイドラインを作成して統一的に示すことで、情報システムの調達の適正化を図るものです。

《導入効果》

- 情報システムにかかる経費の削減、調達における競争性、透明性の確保、知識やノウハウの蓄積・共有が図られます。
- 保有するシステムと機能やデータの重複などについて精査し、共通化を図ることにより、情報システム全体の最適化を図ることができます。

《課題》

- 情報システムは、多種多様なシステムが存在することから、統一的な基準を作成するためには専門的な知識と経験が必要です。
- 情報システム調達の一連の過程をマネジメントするためには、専門的な知識と経験が必要です。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
情報システム調達ガイドラインの策定	調査・研究	策定			

(3) 情報基盤整備と既存システムの改善

オープン系システムの導入及び更新

【関係課】

オープン系システムやパソコン小規模システムにおいて、OSや機器の保守期限の関係で、ライフサイクルが概ね5年程度と短く、多額のシステム更新費用を必要とする場合があります。

今後は、事前にデータ移行費や機器及びOS更新に伴うシステム更新費を十分検討したうえで、多額の費用が必要なカスタマイズ^{※42}を行わずにパッケージソフトの調達を行う必要があります。

◇ 学務システムの再構築【学務課、教育政策課】

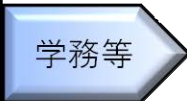
《概要》

学齢簿の編製、就学援助の管理を行っている学務システムが、度重なる修正や家族形態の変化による事務の複雑化などに対応できず、非効率であることから、パッケージソフトを導入して再構築を行います。併せて、給食費事務、未収金整理事務等の学校給食費管理業務も行えるシステムとします。

《導入効果》

- 学齢簿を最新の状態に保つことができます。
- 給食費の収納状況、未納状況の把握が容易になります。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
オープン系システムの導入及び更新					

※42 カスタマイズ

ソフトウェアの設定や設計を調整し、ユーザーが業務を行いやすいよう作り変えること。

◇ 文化財情報管理システムの再構築【地域教育振興課】


《概要》

現行の文化財情報管理システムは、稼働して約11年経過しているため、老朽化が進んでおり、現行システムの情報が、事業者の所有する地図と緯度経度が異なっている等、実情に合っていないので、適切な埋蔵文化財保護を行うために、システムの更新を行います。

《導入効果》

- 埋蔵文化財を主とした文化財の状況を適切に管理し、発掘調査時における調査員の動員や、発掘調査を効率的に執行することができます。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
オープン系システムの導入及び更新					

◇ きらめき講座管理システムの再構築【市民学習課】

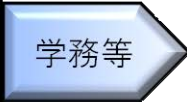
《概要》

現行のきらめき講座管理システムは、稼働して約12年経過しているため、老朽化が進んでいることから、システムを再構築し、システム機器・管理ソフトの保守・サポートを含んだ長期リース契約を締結することにより、きらめき講座管理システムの効率化・安定化を図ります。

《導入効果》

- 長期的、継続的なシステムの運用が可能となります。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
オープン系システムの導入及び更新	 学務等				

◇ 財務会計・庶務事務システムの更新【財政課】

《概要》

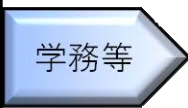
現行の財務会計・庶務事務システムの機器（Windows2000）は、平成17年度（2005年度）に導入しており、OSのサポート期限に加えて部品の保守期限（6年間）を迎えており、部品のメーカー在庫がなくなると保守ができなくなります。

しかしながら、新OS（Windows2008）に対応するためには、多額のシステム修正費が必要なことから、仮想化技術^{※43}により機器のみを新OSに更新し、現行のシステムを継続して利用します。

《導入効果》

- 更新の経費が削減できます。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
オープン系システムの導入及び更新					

※43 仮想化技術

1台のサーバコンピュータをあたかも複数台のコンピュータであるかのように論理的に分割し、それぞれに別のOSやアプリケーションソフトを動作させる技術

基幹系システムの刷新

【情報システム課及び関係課】

本市においては、情報機器の高性能化、小型化及び市内のネットワーク化に伴い、オープン系システムの導入及び移行を図っていますが、一方、住民基本台帳、市税、国民健康保険など多くの市民を対象とした大量のデータを処理しなければならない基幹系システムは、業務の効率化と正確性を期すため、大量処理に適しているホストコンピュータで運用しています。

これら基幹系システムは、制度改正など度重なるシステム修正により複雑化・老朽化し、高額な運用経費とともに多額のシステム修正費を要しています。

今後、電子自治体として求められる高付加価値ICT（情報通信技術）サービス（電子申請、電子入札、電子収納など）との連携や、社会保障・税に関わる番号（マイナンバー）制度等で検討されている情報連携基盤と各種データ連携が容易になるよう、各基幹系のホストコンピュータシステムについて、最適なシステム形態を検討し、刷新を行います。

※ 複雑化・老朽化し対応が必要なシステム

◇ 福祉医療オンラインシステム

【こども政策課、高齢医療課、障害福祉課】

《概要》

現行のホスト系システムは、平成5年度（1993年度）の本稼働後、度重なる制度改正への対応のため、システムが複雑化・老朽化していることから、パッケージソフトを導入して再構築を行います。

◇ 固定資産税オンラインシステム 【資産税課】

《概要》

現行のホスト系システムは、平成8年度（1996年度）に再構築を行いました。その後、度重なる制度改正・法改正への対応のため、システムが複雑化・老朽化しており、特定の条件において、一部の機能に制限がかかるなど課題があることから、システムを分析・改修し、関連システムとの連携により最適化を図ります。

◇ 国民健康保険オンラインシステム 【国保年金課】

《概要》

現行のホスト系システムは、昭和60年度（1985年度）の本稼働後、度重なる制度改正・法改正への対応のため、複雑化・老朽化しています。それに伴い、制度改正の影響は広範囲に及び、システム修正が困難になっていることから、再構築を行います。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基幹系システムの刷新	福祉医療				
	固定資産税	国民健康保険			

自治体クラウドの研究

【情報システム課及び関係課】

《概要》

クラウドコンピューティングとは、ユーザ（各市町村）が独自にサーバ、ソフトウェア及びデータを保有・管理せずに、ネットワーク経由（主にインターネット）で必要な情報システムを利用する形態をいいますが、自治体クラウドは、クラウドコンピューティングを電子自治体の基盤構築にも活用していこうとするものです。

仕組みとしては、地方公共団体の情報システムをデータセンターに集約し、市町村が共同利用することにより、情報システムの効率的な構築と運用を実現するものです。

今後、老朽化した基幹系システムの刷新手法の一つとして、自治体クラウドについて検討を行います。また、内部情報系、コミュニケーション系システム^{※44}のクラウド化についても検討を行います。

《導入効果》

- 情報システムをデータセンターで共同利用することにより、初期導入費や運用費を削減できます。
- 法改正や制度改正等に対して、利用団体が共同でシステムを更新することによる割勘効果が期待できます。
- 地域情報プラットフォーム^{※45}に準拠したシステムを導入すれば、社会保障・税に関わる番号（マイナンバー）制度で検討されている情報連携基盤や高付加価値ICT（情報通信技術）サービスとの連携が容易になります。

※44 コミュニケーション系システム

グループウェア（メールや電子掲示板等で構成されるシステム）のこと。

※45 地域情報プラットフォーム

自治体を持つ情報システムをはじめとした、地域内外のあらゆる情報システムを全国規模で連携させるための共通基盤。総務省主催の「地域における情報化の推進に関する検討会」の中で提言され、平成17年10月に設立された「全国地域情報化推進協会」で標準仕様の作成・管理が行われている。

《課題》

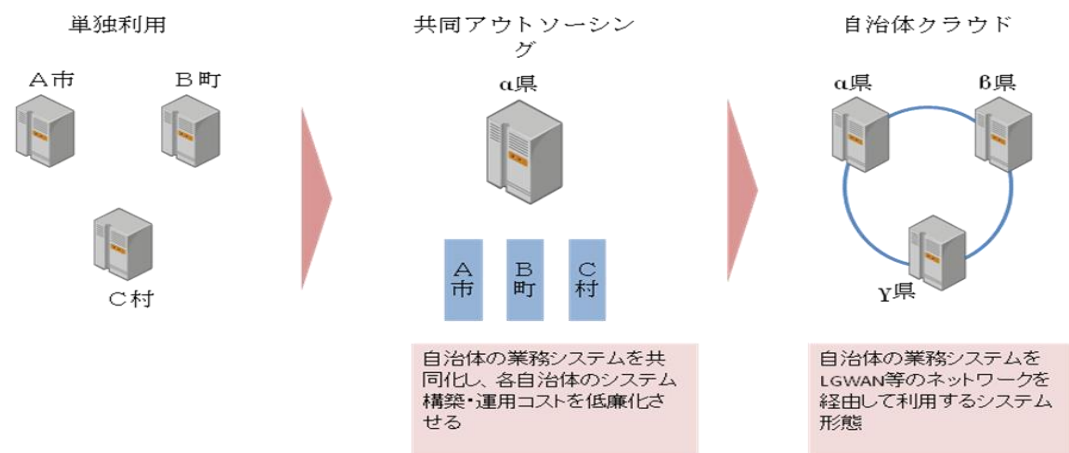
- 本市規模に対応したシステムが少なく、導入実績がほとんどありません。
- 初期導入費（データ移行等）に多額の経費が必要です。
- 市独自の業務運用をシステムに合わせて標準化する必要があります。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自治体クラウドの研究	調査・研究				

《イメージ図》

自治体クラウド



出展：大阪電子自治体推進協議会 電子自治体の構築に関連した動向に関する情報提供レポート

「クラウド・コンピューティング」概論より作成

職員の育成と情報リテラシーの向上

【情報システム課等】

《概要》

本市の情報施策の推進に当たっては、全庁的な取組が必要となります。

また、電子自治体の実現には、その担い手となる職員がICT（情報通信技術）活用の意義及び電子自治体の目的と必要性を十分に自覚し、高い意識をもって率先して情報リテラシーの向上に努めることが必要です。

そこで、引き続き、計画的にICT（情報通信技術）研修に取り組み、ITリーダーをはじめ全職員の情報リテラシーの向上に努めるとともに、ICT（情報通信技術）関連部門の職員の人材育成に努めます。


《導入効果》

- 情報リテラシー向上による業務の効率化と政策形成の高度化を図ります。
- 職場全体での情報リテラシーの向上を図ります。

《課題》

- ITリーダーの活用を図る必要があります。
- 全職員を対象とするためには、研修方法を検討する必要があります。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
職員の育成と情報リテラシーの向上					

セキュリティ対策の強化

【情報システム課】

《概要》

本市ではこれまで、「茨木市個人情報保護条例」をはじめとする関連規程に基づき、個人情報保護とシステムの適正な管理運営を図ってきました。

特に、情報システムや個人情報をはじめとした情報資産を、外部からの脅威や障害等から保護するため、平成15年（2003年）に情報セキュリティポリシーを策定し、不正アクセス防止やコンピュータウイルス対策、情報漏洩対策などの物理的・技術的な対策に加えて、情報セキュリティの重要性の認識と知識を深めるための研修の実施など人的な対策を講じています。

今後、電子自治体の実現に向けて、情報セキュリティ対策の重要性とその範囲はますます増大することから、情報セキュリティポリシーの定期的な評価・見直しを行い、高度なセキュリティレベルを保持していきます。

《導入効果》

- 電子情報が侵害される緊急事態に遭遇した際に迅速に対応し、被害を最小限にとどめることができます。
- 市民の安心と市民からの信頼性を一層高めることができます。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
セキュリティ対策の強化	推 進				

(4) 新たな制度改正への対応

社会保障・税に関わる番号（マイナンバー）制度

【関係課】

《概要》

国において導入に向けた検討が進められている社会保障・税に関わる番号（マイナンバー）制度は、社会保障と税の各制度における給付や負担の公平性を確保する社会的基盤（インフラ）です。番号制度では、一人ひとりが固有の「番号（マイナンバー）」を持つことになり、この番号は、年金、医療、介護保険、福祉、労働保険の社会保障分野と国や地方の税務分野の窓口などで利用されます。

番号制度は、国や地方公共団体などが国民一人ひとりの情報をよりの確に把握し、受け手に合わせた、きめ細やかなサービスを提供できるようにするとともに、国民が国や地方公共団体などのサービスを最大限利用するための便利な手段となることから、国民と国・地方公共団体などとの間の新しい信頼関係を築く基盤となります。

1. よりきめ細やかな社会保障給付の実現
2. 所得把握の精度の向上等
3. 災害時における活用
4. 自分に関する情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコンなどから簡単に入手
5. 各種事務・手続の簡素化、負担軽減
6. 医療・介護などのサービスの質の向上

《課題》

- システムの詳細が決定していないことから、市のシステムへの影響範囲が明確ではありません。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
社会保障・税に関わる番号(マイナンバー)制度	必要に応じて対応				

社会保障制度改革

【関係課】

《概要》

国においては、安定財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため「社会保障制度改革推進法」（平成24年8月22日施行）を定め、公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度、少子化対策についての基本方針に基づき、社会保障改革を行うものとし、必要な法制上の措置については、法律施行後1年以内に「社会保障制度改革国民会議」における審議の結果等を踏まえて講ずるものとしています。

《課題》

- 今後の社会保障制度改革をめぐる動向により、改革内容に沿ったシステム改修や再構築が必要となります。

《取組スケジュール》

取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
社会保障制度改革	必要に応じて対応				

資料編

情報化施策等の経過

凡例

☆：茨木市の情報化計画・方針（＊：主な事業）

◇：国の施策等

○：大阪府等の施策

年 度	茨木市	国、大阪府等
昭和47年度	☆茨木市電子計算処理第一次計画策定	
昭和48年度	茨木市電子計算処理システム推進委員会設置 ＊電子計算処理システム導入	
昭和52年度	☆茨木市電子計算処理第二次計画策定	
昭和56年度	＊住民記録オンラインシステム稼働	
昭和58年度	＊市税オンラインシステム稼働 ☆新茨木市電子計算処理第二次計画策定	
昭和60年度	＊国民健康保険オンラインシステム稼働	
昭和62年度	☆茨木市電子計算処理第三次計画策定	
昭和63年度	茨木市個人情報保護条例施行	
平成3年度	茨木市地域情報化推進基本構想策定	
平成4年度	＊財務会計オンラインシステム稼働	
平成5年度	☆茨木市総合行政情報システム開発計画策定	
平成6年度	茨木市総合計画（第3次）策定	◇行政情報化推進基本計画策定 ・ 手続の電子化の推進
平成8年度	＊公共施設案内・予約システム稼働	○大阪地域情報サービスネットワーク協議会（オーパス協議会）の設立
平成9年度	茨木市総合行政情報システム開発計画（第2次）策定	

年 度	茨木市	国、大阪府
平成10年度	*茨木市ホームページ開設	
平成11年度	*戸籍情報オンラインシステム稼働	
平成12年度		◇高度情報通信ネットワーク社会 形成法（IT基本法）施行 ◇e-Japan戦略策定 ○大阪IT宣言 ○「e-ふちよう」アクション・プ ラン策定
平成13年度	茨木市高度情報化推進委員会設置 ☆茨木市高度情報化推進基本方針策定	◇L G W A N運用開始
平成14年度	☆茨木市高度情報化推進計画策定 *外部接続用庁内L A N敷設	◇住民基本台帳ネットワークシス テム（第1次稼働） ○大阪電子自治体推進協議会設立
平成15年度	*住民票等自動交付システム稼働 ☆セキュリティポリシー制定	◇e-Japan戦略Ⅱ策定 ◇e-Japan戦略Ⅱ加速化 パッケージ策定 ◇公的個人認証サービス開始 ○e-やんか大阪策定 ○大阪府IT推進プラン策定
平成16年度	第4次 茨木市総合計画策定	◇IT政策パッケージ-2005 策定
平成17年度	*統合型地理情報システム稼働 *図書館情報予約・検索システム拡充 *茨木市ホームページリニューアル	◇IT新改革戦略策定
平成18年度	*統合型文書管理システム稼働 *国民健康保険オンラインシステム（再 構築）稼働	○e-やんか大阪Ⅱ策定
平成19年度	茨木市個人情報保護条例（全部改正）施 行	◇IT新改革戦略 政策パッケー ジ策定

年 度	茨木市	国、大阪府
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> * 財務会計オンラインシステム（再構築）稼働 ☆ 茨木市高度情報化推進計画（第2次）策定 	◇ オンライン利用拡大行動計画
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> * 安否確認システムの導入 * 簡易電子申込システムの導入 * 電子入札システムの稼働 * eLTAX の導入 	◇ i-Japan 戦略2015
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> * 業者登録システムの導入 * 国税連携システムの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 新たな情報通信技術戦略策定 ◇ 新たな情報通信技術戦略策定工程表
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> * 軽自動車税コンビニ収納の開始 * 茨木市ホームページのリニューアル 	
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> * 統合型地理情報システム ASP サービスの導入 	

用語集

(50音順)

	用語	解説	掲載ページ
A	ASP	Application Service Provider の略。ビジネス用アプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客に提供する事業者。	p.6 p.10
B	BCP	Business Continuity Plan の略。何らかの障害が発生した場合に重要な業務が中断しないこと又は業務が中断した場合でも目標とした復旧時間内に事業が再開できるようにするための対応策などを定めた包括的な行動計画。	p.40
C	CMS	Content Management System の略。Webコンテンツの管理及び配信等の処理システム。	p.8 p.32
F	FTTH	Fiber To The Home の略。各家庭まで光ファイバーケーブルを敷設することにより、数十～最大1Gbps程度の超高速インターネットアクセスが可能。	p.1
G	GIS	Geographical Information System (地理情報システム) の略。デジタル化された地図データと、統計データや位置、空間に関する様々な情報を、コンピュータを用いて重ね合わせて情報を視覚的に表示するシステムのこと。	p.9 p.10 p.42
	GPS	Global Positioning System の略。人工衛星を利用して、自分が地球上のどこにいるかを正確に割り出すシステム。	p.30

	用語	解説	掲載ページ
I	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。一般に「IT（情報技術）」と「ICT（情報通信技術）」は同義語に使われているが、最近では、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増大していることを踏まえ、Communication（コミュニケーション）を加えた「ICT（情報通信技術）」が使用されている。	はじめに p.1 p.2 p.3 p.5 p.15 p.20 p.38 p.39 p.44 p.56 p.58 p.60
L	LAN	Local Area Network（ローカルエリアネットワーク）の略。事業所内やビル内など比較的狭い範囲に設置されたコンピュータ同士を接続して、データのやり取りなど情報の共有やプリンタなどの周辺機器を共用できるようにするネットワークのこと。	p.7 p.9 p.42
	L GWAN	Local Government Wide Area Network（総合行政ネットワーク）の略。地方自治体のコンピュータネットワークを相互に接続した広域ネットワーク。中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関WAN（Wide Area Network、広域通信網）にも接続されている。電子文書の交換や情報掲示板、アプリケーション（特定の目的のためにつくられたソフトウェア）の共同開発、利用が行われ、行政事務の効率化や重複投資の抑制、住民サービスの向上が期待されている。	p.6 p.7 p.9 p.26

	用語	解説	掲載ページ
O	OS	Operating System の略。「基本ソフトウェア」とも呼ばれ、キーボード入力や画面出力等の入出力機能、ディスクやメモリの管理など、多くのアプリケーションソフトが共通して利用する基本的な機能を提供し、コンピュータシステム全体を管理するソフトウェア。	p.13 p.39 p.52 p.55
	OSS	Open Source Software の略。ソースコード（ソフトウェアにおける設計図のようなもの）を、インターネットなどを通じて無償で公開し、誰でもそのソフトウェアの改良、利用、再配布を行うことができるソフトウェアのこと。	p.16 p.44
S	SNS	Social Networking Service の略。インターネット上で、個人間の交流を支援する会員制のコミュニティ型Webサイトのこと。会員制であることから従来のWebサイトより信頼性が高く、誰でも自由に参加できるものと、既存の参加者の紹介がないと参加できないものがある。	p.32
あ	アクセシビリティ	環境、設備、機器、ソフトウェア、サービス等について、年齢や身体的な条件に関係なく、支障なく利用できること。	p.8 p.32
	アプリケーション	ワープロ・ソフト、表計算ソフト、画像編集ソフトなど、作業の目的に応じて使うソフトウェア。	p.2 p.15
い	インターネット人口普及率	インターネットを利用している個人の利用率のこと。日本が78.2%、韓国が83.7%、米国が74.0%である。	p.1

	用語	解説	掲載ページ
い	インフラ	インフラストラクチャの略。何らかのシステムや事業を機能させるために基盤として必要となる設備や制度などのこと。	はじめに p.1 p.62
お	オープン系システム	様々なメーカーのソフトウェアやハードウェアを組み合わせて構築されたコンピュータシステムのこと。各社の製品の価格や性能を比べて最も良い製品を組み合わせることができる。	p.13 p.16 p.52 p.56
か	カスタマイズ	ソフトウェアの設定や設計を調整し、ユーザーが業務を行いやすいよう作り変えること。	p.52
	仮想化技術	1 台のサーバコンピュータをあたかも複数台のコンピュータであるかのように論理的に分割し、それぞれに別の OS やアプリケーションソフトを動作させる技術	p.55
	学校インターネット整備度	学校におけるインターネット接続のレベルを、有識者に、非常に限定的（＝1）から広範（＝7）までの段階尺度でアンケート調査した結果より算出したもの。	p.1
き	キオスク端末	街頭や店舗内に設置される情報端末のこと。液晶画面に情報を開示し、操作は画面に触れるタッチパネルが採用されていることが多い。	p.4 p.13
こ	公的個人認証基盤	申請や届出及びその結果通知等の名義人や内容の、真正性を確認するための行政機関側の仕組み。	p.34

	用語	解説	掲載ページ
こ	固定ブロードバンド	ADSL（電話線を用いた高速通信技術）や光ファイバーなどの有線通信によるブロードバンド。 ブロードバンドとは高速で大容量のデータ転送が可能なインターネット接続方式の総称で、インターネットを利用して動画等のデータのスムーズな送受信が可能となった。	p.1
	コミュニケーション系システム	グループウェア（メールや電子掲示板等で構成されるシステム）のこと。	p.58
し	自治体クラウド	クラウドコンピューティングの技術を電子自治体の基盤構築に活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上を図るもの。堅牢なデータセンターを活用することで、行政情報を保全し、災害・事故発生時の業務継続を確保することができる。 クラウドコンピューティングとは、ユーザ（各市町村）が独自にサーバ、ソフトウェア及びデータを保有・管理せずに、ネットワーク経由（主にインターネット）で必要な情報システムを利用する形態を指す。	p.5 p.13 p.58
	社会保障・税に関わる番号（マイナンバー）制度	国民一人ひとりが固有の番号（マイナンバー）を持つことにより、国、地方公共団体が国民一人ひとりの情報を的確に把握し、社会保障と税の各制度における給付や負担の公平性を確保する社会的基盤のこと。	はじめに p.13 p.16 p.34 p.56 p.58 p.62

	用語	解説	掲載ページ
し	情報格差	パソコンやインターネット等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人の間に生じる格差のこと。	p.38
	情報リテラシー	リテラシーとは読み書き能力のことで、インターネットなどの情報通信やパソコン等の情報通信機器を利用して、情報やデータを活用するための能力、知識のこと。また、パソコン操作だけでなく、インターネット上での情報収集、発信能力やマナー、各種情報の分析、整理能力なども含まれる。	p.10 p.12 p.15 p.38 p.39 p.60
す	スキャンング	スキャナ機器を使用し、紙データを電子化すること。	p.46
	スマートフォン	従来の携帯電話端末の有する通信機能等に加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末。従来の携帯電話端末とは異なり、利用者が使いたいアプリケーションを自由にインストールして利用することが一般的。また、スマートフォンはインターネットの利用を前提としており、携帯電話の無線ネットワーク（3G回線等）を通じて音声通信網及びパケット通信網に接続して利用するほか、無線LANに接続して利用することも可能。	はじめに p.2 p.15 p.30
せ	セキュリティポリシー	組織全体の情報セキュリティに関する基本方針。組織が保有する情報資産を安全に管理、運用するための方針を定めたもの。	p.10 p.16 p.61
そ	組織認証基盤	送受信された電子文書の真正性を担保するため、地方公共団体の職責やWebサーバ等に電子証明書（公開鍵証明書）を発行する機関。	p.34

	用語	解説	掲載ページ
ち	地域情報プラットフォーム	自治体を持つ情報システムをはじめとした、地域内外のあらゆる情報システムを全国規模で連携させるための共通基盤。総務省主催の「地域における情報化の推進に関する検討会」の中で提言され、平成17年10月に設立された「全国地域情報化推進協会」で標準仕様の作成・管理が行われている。	p.58
の	ノンストップ	ノンストップ行政サービスのこと。パソコン等の情報端末でインターネットを利用し、24時間いつでも、住民が必要なときに行政サービスを受けることができるサービスのこと。	p.3 p.15 p.34
は	パッケージソフト	特定の業務又は業種で汎用的に利用することができる既製の市販ソフトウェアのこと。	p.10 p.12 p.48 p.50 p.52 p.56
ほ	ホストコンピュータ	住民記録、市税、国民健康保険など多くの市民を対象とした大量のデータを処理しなければならない基幹系システムなどに用いられている汎用大型コンピュータのこと。基幹系システムとは、住民基本台帳、市税、国民健康保険等、自治体の運営の中核となる重要な業務に係る情報システムを指す。	p.7 p.56
ま	マイクロソフト社のオフィス製品	ビジネス用アプリケーションソフトを一つにまとめたマイクロソフト社のパッケージ製品 Microsoft Office シリーズのこと。	p.16 p.44

	用語	解説	掲載ページ
ま	マルチペイメントネットワーク	各種料金・税金を収納する収納企業や自治体と、金融機関を繋ぐネットワークのこと。マルチペイメントネットワークの利用者はATMやパソコン、携帯電話から各種料金や税金の支払いが可能となる。	p.34 p.36
む	無停電電源装置	停電時、接続されている機器に対し、一定時間電力を供給する装置。	p.22
ゆ	ユーザビリティ	ソフトウェアやWebサイトの使いやすさのこと。ユーザーが目標の操作を完了するまで、なるべく簡単な操作でアクセスできることや、使っていてストレスを感じないことが、優れたユーザビリティとなる。	p.8 p.32
	ユビキタスネットワーク	あらゆる情報端末が、有線・無線の多様なネットワークによって接続され、いつでもどこからでも様々なサービスが利用できるようになるネットワーク環境のこと。	p.15 p.38
れ	レセプト	患者の個人情報や診療行為の内容（診療機関、投薬、病名、診療月、検査内容等）が記載された請求明細書。	p.28
わ	ワンストップ	ワンストップ行政サービスのこと。住民票や印鑑証明の交付、年金、福祉関係など、現在、複数箇所にまたがって提供されている関連手続きの窓口を、電子化により1か所に集約させるサービスのこと。	p.4 p.15 p.30 p.34

【問合先】

茨木市企画財政部情報システム課

〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

TEL 072-620-1607 FAX 072-631-1652

E-mail jyosei@city.ibaraki.lg.jp

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/>